

昭和六十一年五月十三日(火曜日)
午前十時二分開会

こののだと、人身事故、死者の数だけということ
でやりますと、仮にそこで起こると日本の場合は
十万人の死者が出る可能性がある。しかしながら
ソ連型の、何というのですか、黒鉛減速軽水冷却
沸騰水型ですか、ソ連のそういうものに比べて、
日本の軽水炉型はこういう事故の可能性が仮に十
分の一だとすると、死者の数にしたら一万人で済
むわけですね。

それで、こういうものが仮に十年に一度しか起
こらないということになれば、さらに十分の一
で、年間にすれば千人だということになってい
く。世界的に見て、そういうものが起こる可能性
がこれがまた十分の一なら百人というふうには
別にして、確率、可能性としては、年間仮に百人
なら百人の死者の可能性があるとということにな
った場合に、それを国民に示して、年間に百人の犠
牲を必要とするのだ、しかし、この百人の犠牲と
原子力発電所を続けていくメリット、デメリット
の価値判断は国民の皆さんにくださいというふ
うな持って行き方がやっぱり必要なんじゃないか
と思うわけですね。

これは、どんな文明の利器でも必ず犠牲はある
わけですね。例えば今通産省がやっておられる石炭
行政でも、年間五十人の死者が出ているわけだ
ね、ずうっと平均的に。それから、例えば日航機
の事故だつて五百人の事故が一遍に出るわけだ
す。それが十年に一回であつたら五十人と平均考
えられるわけですね。そのほか例えばまあコン
ビアのルイスの火山だつて、それから北洋漁業だ
つて毎年、数字ははつきりしませんが、百
五十人から二百人ぐらいの事故の犠牲を払ってい
るわけですね。そういう片一方で犠牲を払いながら
いるいろいろなことが進められるわけです。したがっ
て犠牲がゼロということはあり得ないわけです。

（委員長退席、理事前田勲男君着席）

したがって、こういう原子力発電所をどう
してやっていくかということを考える場合にも、
犠牲はこのくらいである、しかしメリットはこう

だというふうな点から考えて、そしてそういうデ
ータを国民に示して、それで国民が判断をする
というふうな持つていく必要があるんじゃないかと
思うんですが、その辺まず御意見を承りたいと思
います。

○政府委員（遠坂国一君） ただいま先生から、原
子力の安全につきまして確率計算をした上でとい
うお話がございました。ただ、私どもは、原子力
発電所の安全を確保するためのいろいろな行政を
やっておりますが、この基本的な考え方は、発電
所の周辺の住民の方々に對して放射線障害を与え
ない、こういうことを目標にやっておるわけでご
ざいます。何十分の一であるからあつてもいい
とか、そういうような立場はとっておらないわ
けでございます。

先ほど先生から、そのような安全の説明はとい
うお話でございましたけれども、私もどなたか
しましては、我が国の原子力発電所の安全対策につ
きましては万全をとっておるつもりでございます。

○木本平八郎君 その万全を期するとか安全とい
うのは、これはもうもちろん一番大事なことだ
と思うんですが、しかしながら、言葉で万全を期す
とか、言葉で安全第一だとか言つても、例えば石炭
の事故ね、毎年毎年もう二度とこういう事故は繰
り返しませんと、安全を万全を期してやります
と、何回もここで通産大臣がおっしゃつてい
るわけですね。しかしやっぱり起こるんですよ。起
こるのを、これを絶対に起こらないなんというこ
とを言い切れないと思うんですが、やっぱりその確
率をできるだけ少なくするということであつて
も、ゼロにできないわけですよ。

例えば原子力発電所のこういう事故をゼロにす
るんだったら、やめてしまつたら一番いいんです。
ある限りは必ず確率としては残るわけですね。それ
が致命的なものかどうかという判断に基づいて、
やるかやらないかということがあるわけですね。
例えば日航機の事故で五百何十人死んだと、だか
らもう飛行機やめてしまえという理論にはならな

いでしよう。もう国民がそれはちゃんと考えて判
断するわけですね。

そういう点で、私は今の日本の行政というの
が、お上というか、そういう非常にリードされる
という態度でこられたと。それで今後も続くかも
しれません。しかしながら、それがやはり過保護
になつて、この消安全法、これも後で私は申し上げ
ようと思うんですが、過保護マママみた
なものでなつて、国民がそれに甘えちゃつて、自
分でも考えない、自分で判断しないということに
なつて、政府がやめていくとどんどんコスト高
になるんですね。

例えば原子力発電所で、ここまでいいと思つ
ているのに、政府は責任追及されちゃ困るから
う二重三重にプロテクションをやれというふうな
ことになつていくと、やっぱりそのコストは結局
消費者にはね返ってくるわけですね。したがつ
て、それはどこまでコストをかければいいのかとい
うこととの兼ね合いになると思うんですが、その
辺がやはりお役人の立場としては安全な方がい
いんだから、ぐるぐるぐるぐる何重にもやれとい
うことではしょうけれども、そのために電力料金がど
んどんどん高くなつていくというふうになれ
ば余り意味がないんじゃないかと思うんですが、
その辺はいかがですか。

（理事前田勲男君退席、委員長着席）

○政府委員（遠坂国一君） お言葉を返すようでご
ざいます。私も安全確保を言葉で言つてい
るわけではございませんで、それぞれの対策を、建
設の段階から建設中及び運転管理の詳細にわた
りまして十分安全確保のための対策をやつてお
るわけでございます。

それが、その要求が過剰であるかどうかとい
うお話でございますが、これにつきましても、日本
の安全委員会が決めました指針によつて設計の安
全部分につきましても設計の要求事項というの
が決められておまして、これに基づきまして安全の
対策のための投資をしているところでございま
す。

この基準は、もちろん我が国の特殊性の地震
とか、そういう問題についても対応するように
なつておりますが、そういう面では若干厳しいと
ころもありますけれども、一般の安全の機器関係
の考え方につきましては、世界の西側の安全につ
いての考え方の水準に合つていものであるござい
まして、それによつて非常に過剰な投資になつて身
動きできないというふうな、そういうような状況
ではないように私も判断しております。

○木本平八郎君 ちよつとその議論をやる前に、
私かつて外国で、これは雑談的なんですけれど
も、こういう例え話をしたことがあるんです。

それは、神様があらるときに人間の代表をお呼
びになつて、ここに自動車という非常に便利で快適
な乗り物がある。これを人間に与えてもいいんだ
けれども、ただ交換条件が一つあるというわけ
ですね。それは毎年一万人ずついけにえを出せ。そ
れもなるべく若いぴちぴちした元気のいいいけに
えの方がいいということをおしやつたわけだ
すね。その代表が今度帰りました。そこで皆いろ
いろ相談したわけですね。そしたら、一万人は多いか
ら、せめて五千人ぐらいにしてみようかとか
ね、いろいろあつたんですけれども、結論はイエ
スカノーかだということだ、そのジパングの長
老は、部落会議を開いた結果、それじゃもうその
自動車というのをいだけきましよう、そのかわ
り毎年一万人ずつのいけにえを出しますというこ
とを約束したわけですね。それが現状の自動車な
るんですね。車なんです。

それで、車というのは、なるほど快適だけれど
も、毎年日本でも一万人、この一万人という数字
は少しあれかしらぬけれども、一万人の犠牲を
払つていられるわけですね。これをなるべく少なく
したいというのは、それはもうみんなの願望ではあ
りますけれども、自動車というものを使つていく
以上、この犠牲はもう避けられないんですね。外
国の場合はもつとつとたくさん犠牲を払つて
いるわけですね。日本の十倍も払つているところ
もありますね。そういうもので犠牲をゼロにする

ということはおもう考えられない。

したがって、それじゃ国民の場合に、今交通事故で一人の犠牲が嫌だから自動車はやめるといふ判断をするかどうかですね。したがって、私はそれは役所の方が、そういうふうにして安全性だとかいろいろ指示をしていただく、指導をしていただくのもいいけれども、あくまで基本は国民の判断に任せるべきじゃないかという気がするわけです。それで、例えばこの委員会を見ておいても、我々は国民の代表でしようね。その我々の国会の判断というのがやっぱり中心になつていかなきゃいかぬのじゃないかという気もするわけです、ちよつと話は余談になりますけれどもね。

そういう点で、必ず犠牲が伴うんだということを前提にして、じゃ国民にやはり自決というか、自分の判断をさせるということがそろそろ必要になつてくる段階じゃないかというふうに思ふわけなんです。長官、いかがですか。

○政府委員(野々内隆君) もろろん科学に絶対というのはいないことは、私もそういうつもりでおりますし、常に前進をする必要があると思つております。

ただ、現実の問題として、我が国では既に原子力発電所を運転いたしまして二十年になるわけですが、今まで原子力発電所の中で死亡事故が起つたというものが四名ございます。ところが、この四名というのは原子炉そのものと関係がなく、三名は修理中の墜落事故でございますし、一名は修理中に潤滑油に火がついてやけどをして死亡したという形でございまして、原子炉そのものが安全でないということを証拠づける死亡事故というのはいくらもないわけでございます。その意味では、自動車あるいはジャンボよりも現実の問題として安全であつたわけでございます。

もちろん私もそれは、それだからといって安全を無視するということは毛頭ございせんし、永久に死にゼロということを目指して今後ともやっつけていきたいと思います。確率計算といふのはどうしてもある事象をもとにして計算を

いたしますので、今まで私どもはゼロという数値しか持つておりませんので確率計算のしようがないわけでございますので、今後とも確率計算のベイスがゼロであるように努力をするということだろうと思ひます。

それから、安全規制によりまして設備投資が負担が大きくなるというのは、これはあり得ると思ひますが、逆に私どもは、これを標準化することによりまして世界的に非常に安い発電所をつくるという方向で考えておりました、国民に対する負担というものが、安全とバランスのとれた負担になるように心がけていきたいと思つております。

○木本平八郎君 私、東海村に行きまして、常陽を見たんですね。それで、あの上に行きますと非常にほかほか暖かいわけですが、ちよつと冬だつたんですね。それで、その案内していただいた技師の方と話をしましてね、これは非常にほかほか暖かいから、この上で昼寝すればいいでしょうねと言つたら、いや、それは確かにいいと。私どももまあ昼寝が許されるなら、ここで昼寝していいのが一番いいと、こつと言つていたわけですね。下からの放射能の心配なんか、もう本人はそういう心配全然してないんですね。

それから、原子力発電所の動いている地元の方々は、そのくらい安全なら、東京の真ん中へつくだらうだといふことをおっしゃるというわけですね。それで、技術者の方々の自信としては、本当に一番つくりたいのは東京湾だといふわけですね。東京湾の地下にそれをつくつて、その上に高層アパートを建てるというわけですね。そうすると非常に眺めもいいし、そして地下の発電所ですべて全部コストを負担してくれるので、上の方の分譲住宅、三LDKであつても一千万ぐらいで分譲できるはずだ。どうしてそれがいいかといふと、確かに安全だといふことが一つと、万一メルトダウン、その他起こつても、海の下だとすぐ放射能なんかを自動的に抑えることができる。したがつてそれがいいんだ。しかしながら、国民感情として、あるいは国民の何というんですか、恐怖感という

か、心配というか、そういったところを考えると、やはり東京湾にはできないし、東京には持つてこれないんだと、念のために地方につくつていられるんだ。本当は、安全面から見ても、コスト面から見ても、東京へ置くのが一番いいということなんです。

この技師の意見がいいか悪いかは別にして、こういうことというのは科学的にも相当やれるわけですね。そういうふうなことを国民が踏まえた上で、それで東京湾はちよつと無理だから、もう少し送電コストがかかつても地方がいいんじゃないかといふふうなことを国民にPRして、国民が認識した上で、そして原子力発電所を是非か、そしてこの安全性はどうなんだと、それ以上余りにもコストをかけ過ぎるといふのはいかなるものかといふふうな判断をさせるところまで持つていかないといかぬじゃないか。これは外国のように非常に文盲率が高い、あるいは教育が進んでいないという国は別ですけれども、日本の場合にはそういう時代になつていっているんじゃないかという気がするわけですね。

したがつて私は、例えばこれを石炭火力にかえて、きよう発表される電力の値下げでも、北海道は石炭が多いからあんまり値下げできないということなんです、それはまあいろいろの事情があると思ひますよ。しかし、要するにそういうふうな国民の錯覚と言つたらなんですか、ちよつと誤解というか、知らないための恐怖みたいなものでコストが非常に高くなつていく。例えば今、石炭火力、日本でこれ原子力のかわりに全部やりますと、こんな狭い列島がスモッグでいつぱいになつてしまつて、出てくる放射線だけでも、これはもう原子力発電所の何百倍も放射線が出るわけですね。そういう状況にあることを考えれば、やはり石炭をやるか原子力をやるかといふふうな選択は、きちつとやつぱり国民の判断に任せるといふか、国民にそういうデータを示してその判断を求めるといふふうなことも私は必要なんじゃないかと思ふんですが、長官、いかがですか。

○政府委員(野々内隆君) 原子力発電所をつくるということについての国民の理解と協力が必要であるといふのは、御指摘のとおりでございます。今後とも国民の皆様は十分御理解をいただけるように一層努力はいたしたいと思つております。

二、三点、先生の御質問の中で指摘をされました点について御説明申し上げたいんですが、一つは、原子力発電所の上でもほかほかと暖かくて危険がないというお話、そのとおりでございます。私ども自然界から年間百ミリレムの放射能を受けておりました通常生活をいたしておりますし、それからレントゲン一枚撮りますと百ミリレムの放射能が当たるわけでございますが、原子力発電所の放射能管理は最高年間五ミリレムでございます。現実にはそれ以下でございます。したがつて、非常に厳重な放射能管理が行われておりまして、自然界から受けるもののあるいはレントゲンから受けるものに比べまして、圧倒的に低い数値で置かれております。

それから、安全であるのなら東京でつくつたらどうかという御意見はよくあるんですが、実は安全じゃないから東京でつくらないんじゃないかと思ひます。幾つかございしますが、一つは、あれだけ広大な土地を東京で見つけようと思つたら、これはもう天文学的な土地代を払わざるを得ません。それから、発電所をつくるためには大量の水が必要でございますので、とても都内新宿であれだけの水を取ることは不可能でございますが、フランスあたりは土地も水もございまして、パリに近いところに置かれております。それから、もう一つは地盤でございます。やはり地盤の強固なところにつくるといふのが原則でございますが、残念ながら新宿あたりはそれほど地盤が強くはないと、いろいろ理由がございまして、もちろん東京にそれだけ十分な土地の確保ができ、水ができ、安全な地盤ができたなら、東京でつくりました方が送電費も安くなるわけでございます。したがつて、これはコスト、それからそういう条件面から

いつてとても都内につくるのは無理だろうと思っております。

こういう原子力発電によってコストが安くなっております。今石油がどんどん下がってきてはおりますが、それでもなおかつパレル十ドル以下に下がりませんと、とても原子力に匹敵するほど安くはなりません。今後ともやっぱり電気料金を安く安定させるというためには、原子力は重要であらうというふうに考えております。したがって、安全に十分心がけ、国民の皆様の理解と協力を得ながら、長期的な観点からエネルギー政策を進めてまいりたい、かように考えております。

○木本平八郎君 ぜひ私はそういう方向が望ましいと思うんですが、今現在の段階で、一つだけ国民の側からいって不信感があるわけですね。それは率直に言って、役人さんとか政府がおっしゃると、どうもためにするためにこじつけているか、あるいはある程度真実を隠して、そして国民によらしむべしというふうなことを、国民としてはおられるんじゃないかということも、例えれば私は経済学部ですけども、文科の連中の言うことというのは余り信用できないですね、こういう問題については。したがって、私はやっぱり科学者とか、理科を出たまじめな人がそれを言う必要があると思うんですが、皆さんの中におられるかどうか知りませんけれどもね。したがって、例えば原子力委員会の委員長とかそういう、伏見先生おられませんかけれども、伏見先生のような方がちゃんとおっしゃっていただくと、あるいはそういう方がアメリカ方式に宣誓して証言していただいたら、これは私は非常にいいと思うんですね。

したがって、原子力発電所のようなこういう事故があった場合には、皆さん方は少しへこんで、そういう方々がすべて客観的に分析して、こういうふうな可能性がある、こまでは大丈夫であるというふうなことをおっしゃっていただくのが一番いいんじゃないかと思うんですね。そういう

点をぜひ今後、こういう事故がありましたときに、例えばこれは、ここには関係ないですけども、日航機の事故なんかでもそうなんですが、ああいふものがどうして起こったかということですね。その安全性について、いや、あれは特殊な場合であって、安全だ安全だと幾ら運輸省がおっしゃっても、国民はあんなもの全然ちよつと信用する気にはならない。そういう点で、皆さんには申しわけないですけども、少しへこんでいただいて、そういう權威のある方、国民に信用のある方が前に出ていただくという行政のあり方も必要じゃないかと私は思うわけです。それで一応この問題はこれだけにしまして、消安法との関連でも申し上げたいんです。

要するに、私のこの消安法、実はよく知らなかったんです。この参考資料を見て、ベビーベッドから何かね、こんなにくさん検定とかいうか、そういうものがあるとは知らなかったわけです。私はここで一つ問題の提起をしたいんですけれども、これほど官庁統制とかいうか、行政がぎりぎり今まで縛ってきていると、こういうものが非常に日本にそういう製品の安全性を高めたという点においては貢献があったかもしれない。しかし、非常にコスト高にしている、あるいは何と云うんですか、非関税障壁、バリアになっているというふうな面も相当あったんじゃないかと思うんですけれども、その辺の反省については通産省の方はいかがお考えですか。

○政府委員(鎌田吉郎君) 今回改正を提案いたしております法律の中には、各種の検査、検定等の事業が規定されておるわけでございます。そういったものの中には、国民の生命、安全の確保に大変重要な役割を果たしているものも多いわけでございまして。こういった規制につきましましては、今回の改正に関係なく今後とも維持していくという考え方でございしますが、ただいま先生からお話のございました、少し過重規制になっておるんではないかという御指摘ではないかと思うんですが、私どももいたしましては、本當の意

味で必要最小限の規制ということで、各種それぞれの法律の要件に照らしまして規制をやっておりますところでございます。

また、民間能力が充実してまいっておりますので、そういった面から、例えば、さきの国会では若干の法律につきまして自己認証制度というようなことを採用いたしまして、技術の向上等々による安全性の向上、このために規制が軽減できる、こういう事態には十分対応しているつもりでございます。

○木本平八郎君 この問題もやはりもう少し日本の国民というのを信じていただいて、国民の良識と判断を少し尊重していただかないかと思うわけです。何でもかんでも国民はわからないから、全部お上り準備して、料理してやって、そこへ出してやらなきゃ飯食えないというんじゃないかと、やはり国民自身がメニューを選択するという、材料を選択するということの方向に多少行政のあり方を持っていくていただかないと、このままで行くコストが高くなってしまうというふうに考えるわけですね。

次に、一つお聞きしたいのは、米国ではこういう規制でなくて、プロダクトリビリティーですか、生産物責任というのですか、そういうことで賄っていますね。その辺はどういうふうな受けとめられておりますか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先生御指摘のように、アメリカにおきましては、製造物責任の制度が導入されておまして、我が国のような過失責任主義をとります法制と違っているわけでござい

ます。ただ、アメリカにおきますこの製造物責任の考え方というのは、ある意味では大変企業に対しては厳しい面があるわけでございます。懲罰的な賠償を含めて巨額の損害賠償を命じる判決が最近激増しております。そういう意味で、損害保険会社があるような損害賠償を取られるかわからないものにまで保険を付するわけにいかないというわけで、保険の引き受けを拒否するような弊害も一部

には見られているようでございます。そういう意味で、製造物責任の考え方は、一つの考え方ではございますけれども、これが行き過ぎますと、またかえって企業の経営の安定性が損なわれてしまうという面もあるわけでございます。

したがって、我が国でこの問題を考える際には、消費者保護の見地から重要な問題ではございますけれども、過失責任主義をとる民法の基本にかかわる問題でございまして、関係省庁とよくこれ相談をしながら慎重に検討すべき問題だと思ひますけれども、実は私どもの立場からこの製品の安全を考える場合には、昨年も自己認証制度を導入するに当たりまして産業構造審議会でも種々御議論をいただきました。

安全法を施行されて以来十年以上の経験を踏まえて考えてみますと、国も国なりの責任をとるべきでございまして、また企業も企業なりの責任をとるべきである、御指摘になりましたように、消費者もそれなりに安全マインドをみずから向上していかなければならない。国と企業と消費者、それらが役割分担を適正に保っていくことによりまして安全の確保を図ることが大事なことで、その流れに沿ひまして、一つは自己認証制度を導入いたしました。それからもう一つ、今回は安全協会の、いわゆる民営化ということについて御審議を賜っているというふうな次第でございます。

○木本平八郎君 今のプロダクトリビリティーは、私も商社におりましてもう嫌というほどひどい目に遭っているわけですね、アメリカで。ちよつと何かあるとすぐ裁判所に訴えられる、そして、莫大な損害賠償をやらされる、そのためには保険を掛けておかなければいかぬ。保険を掛けると保険料が高くてもう困るというふうなことで、とんでもない制度だなという感覚で受けとめてきたわけです。

ところが、私そういう点から考えまして、日本の官庁統制というのが、ある意味では国民経済全体として非常にコストを下げた面もあるんじゃない

いかと思うんです、さっきの話とちよつと違ひますけれども、これをアメリカ式にやっておけば、国民経済としては物すごいコスト高になる。そして、結果的にはそれは全部消費者へ返ってくるわけですから。その点を、そのプロダクトリアビリティのかわりに日本は政府が一生懸命にいろいろな配分をして、指標をつつたり指導をしたりしてやってきました。だから結果的には、あるいは比較してみたら日本のやり方の方が非常にコストが安かったと言えるかもしれないと思うんです。

ただ、私は先ほどからも言っておりますように、もう少し国民が、甘えて何でもかんでもお上に頼るとかということじゃなくて、やっぱり自分たちの責任でやる時代にもうなつてきているんじゃないかという感じがするわけですね。ちよつとこれは話がそれますが、例えば日航機の事故、日航の方には気の毒だけれども、日航機の事故は、私は一〇〇％日航が悪いと、したがって、運輸省は悪くないとは言えないんですが、私はもう運輸省の責任というのは余りないと思うんですね。これはあくまで日航の社長以下、日航の責任であるというふうにするべきだと。それで、原子力発電所も、万一事故を起こしますと、その電力会社が全面的に悪いというふうになければいかぬじゃないかという気がするわけです。

それを政府が悪い、悪いということになりますと、政府としては自分がどうしても安全サイドをとらざるを得ない。それで、しかも自分の手で抑えることができないから、やっぱり規制を強くして、できるだけもう念には念を入れてということにならざるを得ないわけですね。したがって、やはり当事者責任だと。だから、例えばファンヒーターならファンヒーターが事故を起こしたら、その業者がまず第一に絶対的に悪いということにして、それを検定した方がどうだったか、そのJISの規格がどうか、そういうふうな方向に国民サイドを持つていかないと、やばい、これはコスト高になるんじゃないかという気がするわけですね。

したがって、こういうふうには私はほとんど規制を緩和して、やはりメーカーなり消費者なりの自主責任というものを強化していくということは大賛成ですし、同じやるにしても、民営でやった方がよっぽど効率がいいわけです。どうしても公営でやりますと、私の経験でも非常に効率が悪いということがありますんで、こういうことで今後ともどんどん緩和して、こういう方向に持つていっていただくということは、もう非常に私はいいと思うんですが、そういう点で、あと時間もありませんので、最後に大臣の総合的な御所見を承つて私の質問を終わります。

○国務大臣(渡辺美智雄) 安全につきましては、何から何まで役所の監督ということも大事でしょうが、やはり自分たち自身、電力会社なら電力会社自身が、事故を起こせばもう会社はつぶれるようなものでありますから、そういうことの趣旨をやつたり末端の従事者にまで徹底をさせるということが非常に大切であると考えます。

○木本平八郎君 では、終わります。

○梶原敬義君 最初に、円高差益還元の問題についてお尋ねする予定でありましたが、十一時から電力会社その他、通産省の方に申請に来るやに聞いておりますから、十一時十五分過ぎまして正式に通産省受け取りましてから、この問題については後ほど、途中からでありますがお尋ねをいたしたいと思ひます。

非常に分厚い消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案関係資料集、これをいただきました。少し目を通したんですが、どうも最初に矛盾を感じるものは、本法案の中には、消費生活用製品に関するものがあつたり、あるいは全く関係のない電源開発促進法や中小企業投資育成株式会社法等の九つの法案を一括して提案をしております。非常にわかりにくくしてしまつてしまつて、後日これを、何か法律を探るときに、これは関係のない法律の中にばつと九つ出てきますから、これが大変国民は困るだろうと思うんですが、一体どうしてそのようになったのか、その利点は一体何

なのか、最初にお尋ねいたします。

○政府委員(鎌田吉郎君) 今回の法律案におきましては、先生御指摘のように、九本の法律を一括して改正するというところでお願いいたしていただくのでございます。

その理由でございますが、第一に、いずれの法案も臨時行政調査会の答申に基づきます行政改革の具体化を図るためのものでございまして、同じ趣旨、目的のための改正ということでございまして、さらに第二に、各法律の改正内容でございまして、あるいは特殊法人等の民間法人化あるいは活性化あるいはまた国家試験事務の民間委譲等、それぞれの法律の改正内容も類似性、関連性があるということでございまして。

さらに先生、どういう利点があるのかという御質問でございますが、私どももいたしましては、通産省が行おうとしたしております行政改革につきまして、一括して具体化することによりましてこれを統一的に推進することができ、あるいはまた改正内容が総合的に把握できるということのため、関係者を含めまして国民の理解を深めていただくことが可能になるんじゃないかというふうにか考へております。

こういう意味で、一括してあえて提案させていただきます。

○梶原敬義君 行政改革をなし遂げるためにこういうことをやつたようですが、行政改革そのものに対する物の考え方の、我々としては意見があるわけでありまして、それはまた後ほど私の方も主張してみたいと思ひますが、今後行政改革は、一応行革審等がどうなるかまだわかりません。先般の大臣答弁によりまして、なかなかニュアンスがいろいろ出てきておりますが、これは今後ともこういうような形でできるだけ法律をまとめて、いろいろなやつをまとめてとめてとめてとめていくという方向は変わりないですか。

○国務大臣(渡辺美智雄) これは目的、それから中身について似たようなものにつきましては、法案を別々に全部出すというのは、審議をする側

からすればそれぞれの法案全体について審議がしやすいということで、別に出していただきたいという御意見はわかりますが、私どももいたしましては、同じようなものについては、やはりいろいろな面で行革の精神にのっとり、できるだけ一括してなるべく出さしていただけたら大変ありがたいというふうな気持ちでおります。

○梶原敬義君 電源開発、電気の関係の法律なんかと消費生活用製品の安全にかかわる問題と、まろつきり違つたものを一緒に出して一緒に審議するというのはなかなか、中身も変わつておりますから非常に困るんですが、大臣、今言われました内容もわからないことはないんですが、行革審がどう言うたから、あるいは行革方針がどうかから、だからそれに沿つてしやに油と水みたいなものを一緒に混ぜて、そして提案するということな形については、私は意見として、これからぜひ反省をしていただきたいと思います。

次に、製品安全協会について新しく指定機関をつくる必要性がどうして生じたのか、また、政府出資を回収して、この本法案に盛り込まれているようなことを実施すれば、そのことによつてどのような影響を与えるのか、どうもぴんとこないんですが、これも最初に簡単に答えをお願ひいたします。

○政府委員(松尾邦彦君) 御指摘の製品安全法関係、製品安全協会につきましては、今おっしゃいましたように、指定検定機関制度を導入いたしました。すばか、政府出資の廃止など一連の措置を講じまして、これによりまして安全協会の経営をできるだけ活性化して、事業運営も効率化していきたいというのが私の考え方でございます。

まず、その指定検定機関を設けるということにつきましては、御案内のように、現在これまで国及び製品安全協会が、この種の第一種特定製品の検定ですとか型式承認に係る試験は独占的に実施してまいつておるわけですから、このようにいわゆる指定検定機関制度を導入いたしまして、

こうした事務を一定の能力や公正、中立性を持っております民法法人にも行わせる道を開くことにいたしました。これによりまして検査・検定等の行政事務に関しまして民間能力の一層の活用を図ることができるようになるわけでございますし、さらには、こういった事務につきまして新規参入を可能とする道を開きますということになりますと、安全協会自身も経営意識を高めて、会社でいえばいわゆる企業マインドが高まり、企業合理化の意識が高まっていくということで、業務遂行の活性化、効率化を図るということの基盤ができてまいるといふように考えるわけでございます。

また、政府出資の廃止等の点につきましては、確かに財政的にこれまで政府からの出資及び補助を仰いでおったわけでございますけれども、このような政府の出資及び補助を廃止することによりまして、協会の政府資金への依存体質というものを配慮いたしまして、できるだけ協会はみずかららの努力によりまして自立的、積極的な経営を行っていくような、そういう環境が整備されるということになるわけでございます。それを通じて協会の仕事も大変活発に行われ、また事業の運営も効率的に行われていく、そういうような基盤が整備されていくものと考えております。

○梶原敬義君 審議官、私が何を考えているかというのは恐らくわかつてはいますが、全く反対というか、私の意と反するような答弁が次々に出てまいりました。

確かに民間能力の一層の活用とか、新規参入業者が入れば活性化する、政府依存体質からの脱却、こういうことを述べられましたが、通産省の皆さんは、これは審議官は今担当になったかも知れませんが、ずっとこれを担当してきたわけですから。担当してきて、結果が、私はどこがどう悪いのか、活性化していないのか、あるいは何かマンネリに陥っているのか、よう中身がわかりません。しかし、仮に言われるようなことがあったとすれば、これまで長い間みずからあなた方が指導したその指導の目が行き届かない。どこかが活性化

化していないというならば、それは日々刻々と注意をし、それを活性化するのがあなたたちの仕事であります。それを行革審か何から言われてしゃあしやあと今のような答弁をするというのとは、どうも納得がいけないんです。

実際にこの協会が、どこが活性化をしてなくて、そして新規業者を入れれば、そんなに安全協会の仕事はたくさんあるわけじゃないんですが、入れたら両方ともそれでやっていけるような中身になっているのかどうか、ちよつとその辺についてお尋ねします。

○政府委員(松尾邦彦君) 先生御案内のように、製品安全協会は四十八年に設立をされて、これまで十数年の業務の実績があるわけでございます。

昨年の産業構造審議会で種々御議論いただいたわけでございますけれども、十数年のこの製品安全法の運用の実績を考えてみますと、やはり企業の方にも安全マインドがある程度高まっております。消費者の方にもある程度安全問題に対する理解も高まっております。しかし、まだまだ、国民の生命、身体にかかわる安全行政ということについては、国も引き続き大きな役割を果たさなければなりませんし、安全協会も引き続きこの安全行政の中核的な機関として存在していくことが必要だということでございます。

いずれにいたしましても、製品安全法施行後十数年を経まして、それなりに安全協会も業務の実績を積み重ねて安定してまいってきた。そして先ほど申し上げたように、国、民間の産業界、そして消費者それぞれの間に安全行政に関する、あるいは安全マインドに関する一つの考え方が定着しつつある。このような大きな流れの中で、これからは安全協会はどうのような役割を果たしていくべきなんだろうかということを考えましたときに、やはり先ほど申し上げましたように、ずっと業務の独占をみずから行いまして、そして国の出資あるいは国の補助に依存して行っていくことが引き続き必要なことなんだろうかどうかという点。

むしろある程度指定検定機関制度という道を開きまして、安全協会がこれまで積み上げてきた実績を踏まえて、さらに一層効率的な事業運営に努めれば、引き続き安全協会は安全行政の中核的な組織たり得るわけでございますけれども、もし従来の実績の上に万々一にも効率化への努力を怠るようなことがあれば、新しい競争相手と申しますか、機関が出てくるということになってはこれは大変なことになるという意識で、いつも心を引き締めて安全行政の効率化に取り組んでもらいたい、そういう考え方が一方にあるわけでございます。そしてそのように指定制度を導入したり、あるいは政府出資等の廃止を行いましたが、安全行政の基本的な枠組みは引き続き変えずに、消費者の安全がいささかも害されることがないように、大枠はきちっと国において守っていくという仕組みは残しているわけでございます。

そして政府の出資や補助が廃止されたこととの関連におきまして、これまで協会に対していろいろな財務、会計に関する規制が厳しく行われておりました。資金計画の認可制とか財務諸表の承認制とか借入金の認可制とか、その他もろもろの財務、会計に関する規制も厳しく行われておりましたし、役員の選任についても厳しい規制が行われておりました。その他いろいろ安全協会みずからが効率化行政に取り組みたくても、どうしても国の規制を受けている以上、そちらの方にかかなりの精力を割かなければならない、こういうことでは本来果たすべき事業の活性化、効率化への精力をそがれてしまうというようなことがあつてはならない、かような考え方のもとにこのたび民間法人化の考え方を進めさせていただいた次第でございます。

○梶原敬義君 長々答弁をいただきましてありがとうございます。

ただ、安全協会が現状やってきたことが、あなた今言われますようにどうもだめだと、だからこうするんだということかどうなのか、そこが私はポイントだと。何でも言われたから法律をつくる

という考え方、それは私は、悪いならどことがどう悪いからこをこうするというような問題の提起じゃないと、これから困ると思うんです。

次に移ります。また、これも同じような問題ですが、高圧ガス保安協会の問題です。

この協会も、いろいろ改正点が出ておりますが、なぜこの時点で改正をしなければならないのか、これが第一点です。今、その必要性がどうしてあるのかわかりません。

それから、今回の法改正案の中で、高圧ガス保安協会の独占性を排除するために指定講習機関、指定試験機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関などを指定することになっておりますが、それぞれ新しい機関をつくるといったつて、できるようなめどがあるのかどうなのか。そういう仕事量があるのか。高圧ガス保安協会は、役員数七名、職員数百三十四名、ここでぎりぎりやっているのを、こままたつくれば、これは競争が激しくなつて、それは一時的にはいいかもしれないけれども、その後これはだれかが首を切られてどこかに仕事を分け合う、こういうことになりますと、これは一体それが本当に言われているような役に立つのかどうなのか、それが第二点。

それから一億円の出資を全額返済することについて、その必要性が今あるのかどうなのか、これが第三点であります。なぜならば、私はやっぱり今の高圧ガス協会は、そう僕らどうもあれがどうにもならぬという、私も民間の出身ですが、なかなかそんなことも聞いておりませんし、順調に目的を果たしているのではないか、こう思っております。高圧ガス、LPガスの関係の事故件数を見ましても、これは国会の参議院の調査室に作成をしていただきました資料の中に、高圧ガス事故発生状況とそれからLPガス事故発生状況というのは載っておりますが、これも皆さん方の目から見ますと、これは大した数字じゃないと、こう言うかもしれないけれども、我々の目からしますとこれまた大変な大きな数字だと、こう思っております。

そういう状況の中で、政府は変なところに変なお金使うのですが、この一億円を引き揚げて、まだまだ国としてもやらなきゃならないようなそういう要請があるにもかかわらず、これも行革審から言われたからどうもこれもやっちゃう。何かもう右向けと言え右向くんですかね、どうもそんな気がしてなりません、今幾つかの点につきましてまとめて質問しましたので、短く今度は答弁をお願いします。

○政府委員(黒田明雄君) まず、高圧ガス保安協会を現時点で民間法人化する必要性につきまして、先ほど製品安全協会について松尾審議官が御答弁申し上げたのと趣旨はほぼ同様でございます。繰り返して避けたいと思いますが、基本的には行政改革の精神、もう少し具体的に言えば特殊法人を自立化させる、そして独占性を排除すること等によって業務の効率化を図るというのが趣旨でございます。

そうではございますが、高圧ガス保安協会に即して申し上げますと、高圧ガス保安協会自体は、昭和三十八年に設立された法人でございますが、その趣旨は、このころ石油化学コンビナート等に見られますように高圧ガスの製造及び利用に関する分野が大変に広がって、こういった広い分野で、かつ各種各様の技術が変化していく、そういう状況のもとにおきまして、国だけが保安を的確に施行するというのは無理がある。むしろ自主保安体制の整備が重要であるということで、その中核体として設立されたわけでございます。それで、この状況は現在も進行しているわけでございますけれども、民間法人化することによりまして、自主保安体制の中核体たる性格がより鮮明に出てくるのではないかと、この点に大きな期待を寄せているわけでございまして、特に私も重視いたしたいと思っております。官依存ではなくて、民間法人であるという意識改革が相当に影響を持つものではないかというふうに考えております。

具体的に私どもが特に期待いたします点は、技術基準の整備の点につきまして、産業界で進展し

ております技術革新の実態でございますとか、内外の保安に関する情報をよく把握して、学識経験者の意見も含め集約をいたしまして、新しい適正な技術基準体系を整備していくという意味合いで、意識改革が大きな効果を及ぼすのではないかと、このように期待いたしております。

二番目の御質問でございますが、この指定検査機関につきましては、各様のものの道を開いておりまして、今後検査等のニーズの拡大の可能性もあるわけでございまして、用途も急拡大いたしてきているわけでございまして、現段階におきまして、どのような機関が指定の申請を具体的に持つてくるかという点については、まだ何も申し上げられない状況でございます。これは仕事量の点について御指摘がございましたが、梶原委員御指摘のとおり、現段階ではこの保安協会が行っております仕事量はそれほど膨大なものではないわけでございまして、将来の問題としてその事業量の拡大というのを背景に可能性はあるというのが実情ではないかと考えております。

それから一億円の出資の返還でございますが、第一問についてお答え申し上げますと、ほぼ同じこととでございます。国からの出資一億円を引き揚げるといふのは、自立できる特殊法人は民間法人化するという行革の方針に私も私もアプライしようというわけでございまして、幸いにして高圧ガス保安協会は、一億円の出資を返還しても経理的にはそれほど影響はないということと、特に国に出資を返還することによりまして、資金計画、財務諸表等の経理面におきまして大幅な規制緩和が可能になるわけでございまして、それによる活性化が期待できるという点が第一点、第二点は、何と申しましても、民間法人化され、国の出資がないということで、緊張感のある経営を通じて業務の効率化が期待されるという点でございます。

以上でございます。

○梶原敬義君 高圧ガス保安協会の役員名簿を見

ますと、会長以下七人、監事を入れて七名おるわけですが、通産省OBの皆さんが三人、会長以下ですね、会長、理事、理事、こうなっております。一方、高圧ガスの保安協会の収入の内訳をいただきましたが、これは年間二十三億ですが、これで先ほど言った人が食っているわけですね。一つは、保安協会に皆さんの先輩がたたくさん行っていて一生懸命やっているのに、どうも仕事に独占化しておつてなまぬるい、何か言われるような問題があるとすれば、やっぱりおのずから恥じなければいけないんじゃないか。私はそんなに今までやっていることが、行革審から言われるようにそう悪いことはやっていない、これは確信があるんですよ。余りそのところを私は変にこじつけない方がいいと思う。

それから二十三億の売り上げの中で、これを今黒田局長はいろいろ仰ぶだろうと、指定機関いっぱいつくって仰ぶだろうと言っているけれども、これが仰ぶつたつてそれは年間一〇%、二〇%とどんどんどん仰ぶつたつて、これなかなか問題があるかもしれない。少しは仰ぶでしょう、恐らく、これを指定機関いっぱいつくつてまた競争させて、国鉄じゃないですが、また人員整理とかなんか、今まで一生懸命苦労した百三十四名の雇用は、理事はいいですよ、プロパーの人たちの雇用問題というのはこれは大問題ですよ。何でもかんでもそうして、やっぱり人が言うから言うというやり方については、私はどうも納得ができません。答弁はまた同じようなことを答弁されると思えますから、これは本当に天の声の思つて聞いてください。

次に関連して、今回の改正で、高圧ガス保安協会について新たな事業を行って得るような事業範囲の見直しを行うとありますが、これも今関連ですが、ちよつとなかなかわかりにくい。この点についていかがでしょうか。

○政府委員(黒田明雄君) 民間法人化するに当たりますと、特殊法人としての独占性を保持することとは必要なくなりましたので、新しい業務の道を

開くという趣旨でございますが、具体的に私ども期待いたしております点は、海外等からの委託によりまして日本から輸出されるプラント類の安全性のチェックをするという仕事があるかと思ひます。もう一つは、発展途上国から我が国の高圧ガス保安に関する技術的なノウハウ、こういったものについての技術協力を要請される機運にございまして、これにこたえていくことができるといふふうに考えておりました、さしあたりこの二つについて私どもは期待いたしておりますところでございます。

○梶原敬義君 それは言いますと、仕事分量でございますと、いろいろ指定機関が入つてきまして競争になつてくると、なかなか今まで働いておりました人たちの雇用問題にもかかわつてきますが、これらを入れればまああやれるというぐらゐの仕事量があるんでしょうか。

○政府委員(黒田明雄君) 仕事量の具体的見積もりはございませんが、私も指定機関の選定に当たりましたは、それぞれ経理的な基礎などをチェックいたした上で指定をいたしたいというふうに考えておりますので、全体としては協会の存立の基礎を脅かすようなことにならないと思ひます。その上に新しい業務として今申し上げたようなことがあるわけでございまして、協会の経理的な問題については今後とも十分に配慮してまいりたいと思ひます。

○梶原敬義君 もう円高問題の件は時間的にはいいですか、まだですか。受け取つたですか。

○政府委員(野々内隆君) 結構です、どうぞ。

○梶原敬義君 私はゆうべの朝日新聞を持っておりまして、テレビでも放映をされましたが、電力料金あるいはガス料金の円高差益の還元の問題につきまして、もう正式に業界から通産省は受け取つて、これを了として、そしてそういう方針で差益の還元をしていくということのようでありまして、そういう方向なのかどうか。

それから、この差益の還元の中身は、新聞で書いてあるような内容であるかどうか、さらに還元

をする期間ですね、いつから還元を始めてどうするのか。それを入れて算出根拠なり、説明をお願いいたします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) そのような方向です。委細は政府委員から答弁いたさせます。

○政府委員(野々内隆君) 本日十一時に、認可申請書が正式に提出されたはずでございます。国会、会議中でございますから大臣こちらにおりますので、公益事業部長が代理で受け取っているはずでございます。

新聞記事を、私まだ読んでおりませんが、記事内容については存じませんが、差益額につきましては約一兆五千億、九電力会社合計と三大手ガス合計で約一兆五千億程度になるかと考えられますので、その七割または八割、これは会社によつて異なりますが、これを料金値下げという形で還元することになっておりますので、還元額は電力、ガス合計で一兆八百億強になるかと思ひます。

具体的な時期でございますが、六月一日検針分から来年の三月末まで、差益の対象は、ことしの四月以降来年三月までの十二カ月間を十カ月に割つて、十分の十二の還元を行うという考え方でございます。

○梶原敬義君 六月一日の検針分からのことはちよつとわかりにくいんですが、要するに、四月の電力料から、あるいはガス代金も還元するということですか。

○政府委員(野々内隆君) 六月一日検針分からと申しますと、実態的には五月に使つた電気料になると思ひます。

それから、四月分につきましては、もう検針が済んでおりますので、それに見合つた分というのは、十二カ月分全体の中で十に割つて、各月にばらまかれて値下げをされるということになるかと思ひます。

○梶原敬義君 そうすると、四月の分についても同じような率で、結局年間通せば還元される、こういうことですね。

昨年の九月二十二日から急激な円高が始まりましたが、それからことしの三月三十一日までの分については、これはもう還元をしない。なぜこういうことになったのか。これはそれなりに理由はあるかと思ひますが、この点についていま一度、これは通産大臣の方から、国民に対してこの点についてはひとつ明確な答弁をお願いいたします。

○政府委員(野々内隆君) 実は、昨年の九月以降円高が進みまして段階で、直ちに電気料金改定にさつてはどうかという御意見もございましたんですが、円高の動きというものは非常に急激かつ不安定でございましたので、一体どの時点で対応していいのかということがわからない状態でございます。電気料金というのは、できるだけ安定した方が望ましいというのが一般論で言えるかと思つております。

その後、今度は石油の値動きが急速に出てまいりました。こうなりますと、為替だけで料金の改定をやるよりは、石油も含めて一括してやった方がいい、その方が国民にとって大きな還元が行えるという判断をいたしまして、石油の落ちつきを見ておりまして、もうこれ以上待つておりますと余りにも長くなりますので、四月分以降の改定ということにしたわけでございます。したがって、三月までの差益につきましては、これは利益でございまして、半分税金に取られますが、残りは別途積立金の形でガス張りの経理をし、将来の電気料金の安定に役立てたいというふうに考へております。

○梶原敬義君 そのように、なかなかこの辺は国民は理解しにくいところなんです。本当は、だから、よく考へておるということなら、そういうようにやつぱり国民に対しても理解をしていただくように、通産省としてもそれは責任があるかと思ひますから、ひとつそういう方向で頑張つていただきたいと思います。

それから、三つ聞きますが、一つは、九電力会社あるいはガスの大手三社、これは申請主義になつて、申請をして、それを通産省が認めるという

形になつておりますが、それ認める以上は、原価構成なりそういう状況の中身のチェックについては本当に十分なされたかどうか、それが第一点。それから第二点は、これは地方都市に小さなガス会社がいっぱいあるんですね、これらについては一体どうするのか。それから三番目に、プロパンについてはどう考へているのか。この三つについてお尋ねします。

○政府委員(野々内隆君) 通常、料金改定の方法は二方法ございまして、電力でまいりますと、電気事業法十九条に基づきます抜本的な料金改定と、今回のようにそれによりがたい暫定的な場合と、二方法あるわけですが、第一の方法の場合には、非常に長期の時間をかけまして、公聴会も開いて抜本的にやるわけですが、今回のように暫定的かつ緊急の場合には、できるだけ早く国民に還元をしたいということで、ずっと打ち合わせをしながら進めてまいりましたので、本日の申請が出次第、できるだけ早く認可をいたしたい、六月一日実施するためには、できるだけ早く認可をして、その準備に取りかかる必要があるというふうな考へております。したがって、チェックにつきましては、むしろ事前の打ち合わせ及び統一的な考へ方に基づいて申請が行われておりますので、非常に早く認可ができるのではないかとこのように考へております。

それから、三社以外の地方都市ガスにつきましては、三社同様、できるだけ還元をするように指導をいたしております。ただ、地方都市ガス、たくさんございまして、その中には経理内容の悪いところもありまして、また三大ガスのように、原料を輸入するということによって直接円高差益があるいは原油値下がり益がないところもございまして、例えば国内天然ガスを使っている場合にはそういうことはないわけでございます。それぞれ事情によりまして、可能なところについてはできるだけ同様の措置をとるように指導をいたしております。

それから、プロパンガスにつきましても、これ

は全国に何万軒か、かなり多いございますが、できるだけ同様の措置をとるように通達をし、指導をいたしております。

○梶原敬義君 電力差益の算出根拠をいたしまして、円は百七十八円ではじいておられます。これはいろいろ平均してそうなんだでしょうが、今、百六十円を切ろうかと、こういう時期で、これからの見通しはなかなか定かではありませんが、もしこれがもつと上がりまして百六十円台、百五十円台にずつとなつた場合は一体どうするのか、その点をお聞かせします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 円とか石油の見通しはだれもわかりませんが、当たつたことも余りない。したがって、過去三カ月というやつを平均をとる。私は、円はもう少し強くなるであろう、石油ももう少し下がるんじゃないかというふうな思惑もあつたものですから、国会などでも円高還元を早くやれ、早くやれと随分やかましく言われましたが、ぎりぎり待るところまで待つて、見通しを立てて、それでやろうというところでやつたわけですね。もつと円が強くなるんなら、じやまた還元を延ばすかという話になるわけですが、これはなくなつてしまふわけじゃありませんので、とりあえず一兆円余の還元を実行する。したがって、年度内は改定する見込みはあります。しかし、来年度以降またどういふふうなことになるかわからぬことですから、円が安くなる、あるいは石油が反騰するといふようなことも予想としては、特に円なんかは安くなつてもいいという人は多いわけですからね。ですから、そこらのところはわかりませんので、一年過ぎた後でまたそのとき的情勢を見て、電気料金をどう決めるかということはその次の課題である、そう考へております。

○梶原敬義君 改定する見込みないと言つたつて、これ大幅に上がったら、これから百五十円台、百六十円台と定着すれば、百七十八円というのは、これで改定する必要はないと言つたつてそういうわけにはいかないと思ひますし、我々もそれは、これから見守り、強く要請をしていきたいと

思っております。

そこで、中小企業庁長官もお見えですが、通産大臣、今御承知のように、円高で非常に中小企業は困っております。これは輸出産業だけじゃないんです、困っているのは私もずっと歩いて知っておりますが、全般に消費が落ち込んでおりますから困っております。

それで、ちょっと検討していただきたいんですが、今非常に金利が下がっておりますが、前に高い、一割前後でほとんど金を借りているんですよ。歩積み両建てではできぬと言つても、これは実質やつておりますから、実質金利は一割をほとんど超えているところが多いんじゃないでしょうか、中小企業では、実質金利ですよ。そういう点から見ると、下がったところでの借りがえを進めるように通産省が音頭をとつて、これは銀行はうんとは言わぬでしょうけれども、そうしてでもやらないと、中小企業に対する対策、打つ手があるとか、いろいろやつたやつたと言つても、中身がないのは私は一番よく知っております。まあ、それを言つたつてしょうがないんですが、実質的にこういうことは非常に中小企業としては助かることであります。

それから、特定中小企業者事業転換法がこの前、国会で審議され、決まりましたが、担保があればだれでも借りるんです。私は実地に話をあちこちで聞いておりますが、やはり担保がないところというのは、幾ら制度があつてもなかなか難しいんです、実際に、現行では、だから、もつとこの辺についての指導を、やはりケース・バイ・ケースで、地方自治体に対しても、あるいは金融機関に対してもやつてもらふように、この点の指導を強めていただきたいと思います。

この問題については、また日を変えて、後日もう少し具体的に中小企業庁長官なりに、もうちょっと事実の状況を突き合わせて私は質問していきたいと思ひますが、この二点だけちょっと……。

○政府委員(木下博生君) 確かに、金利が高かつた時代に、中小企業者が一般市中金融機関あるい

は政府関係金融機関から高い金利で借りていた金があるわけがございます。市中金融機関の場合には、契約の中金身によつては変動金利ということと、全体の金利水準が下がればそのままだと、いうものもあるわけでございますが、政府関係金融機関の場合には、一応固定金利というふうなことになるっております。

ただ、中小企業者の場合、市中金融機関から借りておつたものを借りかえて、安い金利で借りるというふうな業者も現実にはあるわけでございます。それから、政府関係金融機関の場合にも、実際問題として、早目に期限前償還ということと、高い金利のお金を政府関係金融機関に返して、それで市中金融機関から安い金利で借りるというふうなことをやっている中小企業者の人たちがもいるわけでございます。そういうことでございまして、全体の金利水準が下がつてくれば、当然やはり低い金利水準の恩恵を受ける形の人たちも非常に多くいるというのが実情ではないかと思ひます。

ただ、中小企業者の中には、そういうことも十分にできないという方がおまして、そういう意味で大変だという声は聞きますので、私もいろいろ検討はしておりますけれども、過去にそういう契約で借りたものをそう簡単に、金融機関の側としてみても、自分の高い金利、資金ソースで借りたものを貸しているわけでございますので、なかなかそこそこがそう簡単に解決できる問題ではないというのが現状でございます。

それから、二番目の担保力の問題でございますが、これは、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法に基づきまして、別枠の信用保証を受けることができるようになつておるわけでございます。それで、現在、普通の場合には一千万の無担保保証、七千万の担保による保証というのが信用保証協会によつてなされておりますものが、そういう対象業種になりますと、同額のものがそれぞれ保証を受けることができるというふうなことになるので、信用保証協会がそのような保証業務

をやれば、中小企業者の方々に相当お手伝いになるのではないかと感じがしております。

それで、円高が進みました段階で、昨年の暮れ以降、私どもは信用保証協会に對しまして、できる限り円高によつて影響を受けた中小企業者に対しては、保証業務についても弾力的に対応するようという通知を出しておりますので、今後そのようなものが個別の信用保証協会によつて十分守られ、弾力的な運用ができるように指導してまいりたいというふうに考えております。

○榎原敬義君 ぜび、本場に打つ手をびしやつと打つていただきたいと思ひます。

ちよつと時間がなくなりまして、あと大きな問題が三つ残つておるんですが、急いでいきます。

日本電気計器検定所に関する件であります。これも独立採算制でやっておりますし、検定所の業務は、機械化、自動化が進む中で、国内的にもあるいは国際的にも權威のある仕事になされてきたと私は見ております。消費者からも不満は出ておりませんし、みんな安心してやっているわけでありまして、どうしてこういう時期に、今これを特殊法人から民間法人にやらなきゃならないのか。特に、役職員を入れますと約千百名近い人がここで働き、食つておるわけでありまして、これにまたいろいろ雇用問題が心配になつてくるし、これは不安がつきまとうわけでありまして、うまくいっているものを、どうも何かどこから言われたから変える。

かつて幕末、徳川時代に、日本には昔からつながつたたい遺産やなんかあつた、それも何もかも日本のはもう売つて、ヨーロッパのを買ったよいうな形で、何人かから言われれば自分も何も見失つて、何でもかんでもそうやっていくような姿勢があつてならないんです。私はこの点については、雇用の安定、そしてそこで働いている人が将来希望が持てるように、例えばこの中でも、これから役員の問題にしても、プロパーで働いている人が企画立案、それから重要な方針の決定をする役員会、こういうところにやつぱりどんどん出て

いつて、将来不安がないようにやるべきだと考えております。

諸外国の例を見ましても、イギリスやあるいは西ドイツ、フランス、オランダ、イタリア、これはもう国が国の機関としてやっているわけですからね。何もそれを、資本主義も、日本はよがら始まつて百年かそこらたつて始まつたわけですからね、そう先走つて何もかもよそより先に進むわけないんで、見習ふ必要はないと思ひますが、この点についてきちつとした考えをお伺いし、今後日本電気計器検定所が本場にこれまでどおりうまくやれるように、この運用方をしたいだけ短く、要点をまとめてお願いいたします。

○政府委員(遠坂国一君) 日本電気計器検定所の今回の関連の法改正につきましては、先ほど来製品安全協会などのところで出ておりました議論と同様でございます。先生御指摘のように、特に業務に具体的な問題があるから改正をするということではございません。臨調答申に基づきまして、指摘されております特殊法人等の民営化、民間法人化の一環として実施するものでございまして、御指摘のとおり、計器は公共性のあるものでございまして、また重要性という観点から大切な業務でございます。この業務で十分やつてきておるわけでございますが、同時に、臨調の答申に従ひまして、民間能力の向上に伴う活力を養成し、それを活用するといひますか、そういう観点の要請が高まつておまして、また規制の緩和によりまして検定所の自主性を確保する、同時に国の行政の事務の簡素化ということが要請されているわけでございます。このような状況の中で行われているものでございまして。

役員の問題あるいは労働者の労働の条件の問題、そのようなことは、これからこの検定所が自主的に判断していくことになると思ひますが、その業務につきましても、国としても十分指導してまいりたいと思つております。

○榎原敬義君 この問題で少し準備をしておつた

んですが、時間がありませんから、最後に私の方からこの問題についてはお願いをしたいと思ひます。

要するに、その中に問題があるからではなく、臨調答申に沿って活力をという事でありますが、私は今の臨調答申そのものが、臨調行革の線の中で中曽根内閣がやってきた。やってきた結果、内需が落ち込んで外需依存の体質になっている。そしてこの急激な円高になっているわけなんです。だから何もかも臨調、臨調でやってきたことが果たしてよかつたのかどうか、これは問ひ直さなきゃならない時期に既に来ていると思うんです。だから、この点についてはしかと、もつと冷静に考えていただきたいし、いいものはいいようにこれはやっていただきたいし、したがって、これまでうまくいっている日電検のこの問題につきましては、法律変わったからといって何かそんなに、そう動くような内容にはならぬと思うんですが、いいものをいじり回しておりますと、これは外科手術で、下手な医者がいじつてかえつて悪くするのと一緒ですから、いいものは余りいじらぬようにぜひお願いをしたいと思ひます。

次に、電源開発株式会社につきまして、これも議員立法で、かつて昭和二十七年に電源開発促進法がつくられました電源開発株式会社が生まれたわけですが、これは非常に私はやっぱり時代の要請にこたえて数々の実績を挙げてこられたと思うんです。今日も海外の石炭を利用する発電、あるいは中小の水力、地熱等を利用した発電、非常によく私は頑張つていっているんです。なぜ一体ここで、これをいまさらいじらなきゃならないのか、これもよくわからないところがあります。それは、答弁は先ほどのようなことが返つてくると思ひますが、これからぜひお願いをしたいのは、電発会社が今後この法案によつて変わるとしても、今までのやつぱりよかつた面は残していくという事が第一点であります。

それから第二点は、先般、同僚議員からの質問が出ましたが、やはりプロパーも育つてきており

ますから、今後株を七二・三六から六七%に何年かですというわけ、そしてその株の引き取り先は九電力に買つてもらふという事です。これはただ政府の支配力が九電力に肩がわりするようなものでありまして、なかなかやつぱり内部というのはいさやうな浮かばれないと思つております。したがって、プロパーの皆さんも積極的にやつぱり企画立案、そして重要な方針決定の場に積極的に出られるように、そういう指導を強めていただきたいと思ひます。

現在、総裁が東電から来ておりますが、副総裁は通産省OB、それから理事八名のうちに通産省OBが三名、こうありますから、これは役員を少しふやして云々ということですが、役員をふやすことがいい、悪いということ議論しているのはなくて、もう少しやつぱり自立性を高めるといふんなら、そのような形でやつていただきたいと思ひます。

そこで、株の關係であります、七二・三六を六七%にするということですが、株の譲渡の問題について同僚議員からも質問がありました。現在の発行株価は幾らか。そして、株の譲渡価格については一体どう考えておられるのか。私の考えを申し上げ、質問をしたいと思ひますが、北海道電力は今千円ぐらいしております。東京電力は一株八千円ぐらい。この電発という会社の株をもし市場に放出したならば、私は随分高い値がつくと思う。政府もずうっと金を入れてきたわけですから、これは政府の金を引き揚げるとかなんとかじやなくて、この株の場合は、前からずうっと投資が進んでいるわけですから、株というのは、やつぱり九電力にもし売却をするんなら、私はそれなりの理屈の通つた価格で払い下げをしなければいけない、こう思ひます。この点いかがでしょう。

そして、できれば私は、この従業員あたりにこのくらの、五%そこの株は持たせる。そして中で変なことが起こつたら、売価を適当に調整したり、電力の売価をその中で調整したり何やら

したら、やつぱり内部から告発するぐらいのものが必要ではないか、こう思ひますが、この点についてお尋ねをいたします。

○政府委員(野々内隆君) まとめてお答え申し上げます。

まず一つは、電源開発は、従来から大規模水力開発とか石炭火力とか、いろいろな業務を通じて、一般の電気事業会社が、地域性あるいは私企業性という限界がある、それを補完しながら、国のエネルギー政策を実施する国策会社として、すぐれた実績を上げてきています。私も高く評価をいたしております。今後ともエネルギー政策上のそういう役割を果たし続けていただきたいというふうに考えております。

それから、今回の改正も、そういういい面をより伸ばすために、会社を活性化するという観点からの改正でございますので、職員が喜んで働けるような環境づくりに私どもも努力をし、経営者側も努力をしてくれるものと期待をいたしております。

それから、株の譲渡でございますが、これはどこに幾ら譲渡するかというのはまだ全く決まつておりません。今後、関係各省と御相談をしながら、国有財産中央審議会の審議を経て、売り先、売却方法、価格というふうなものが決定されるというふうに理解いたしております。

○梶原敬義君 時間が来ましたが、もう一つだけ、中小企業投資育成株式会社についてお尋ねをします。

この会社を見てみますと、やつと最近になりまして順調に軌道に乗つてきたわけです。収益の内訳を見ますと、配当金よりむしろ持ち株会社の、その中小企業が上場した際に売つた株で東京の投資育成会社あるいは大阪の経営内容がよくなつておるわけでありまして。名古屋はそういう上場する企業が少ないものですから、少し差がついております。したがって、これは今のような状況の中で、政府資金というのは消却をされておりますが、一転してこういう厳しい状況の中で、場合によると

これは投資育成会社が厳しい状況に追い込まれる場合だつて想定されないわけではないわけです。実際にはもう消却されております政府資金は、これは法文上はそれを削除するという事です。そう急いでやらなくても、先々のことを考えたら私は急がぬでもないんじゃないか、こういう気がしてなりません。それが第一点。

それから第二点は、私は大分県の出身ですが、この育成会社にお世話になつていて中小企業というのはいさやうな二つか、何か私前に調べたんですが、ほとんどないんです。そんなものがあること自体、私どももところの中小企業の経営者の皆さんは知らぬのです。だから、こういう点についてはもつと積極的に、今のような時期ですから、これが本当に中小企業やあるいは国民のために役立つというなら、もう少し宣伝をして、こんなところにも金を入れて、そして、少し中小企業のためになるのなら手を打つていただきたいんですが、何かこれは後ろに手を引くような印象を受けてならない、この点についてお伺いをします。

○政府委員(広海正光君) 投資育成会社に対しまして国からの出資につきましては、御指摘のとおり、当初から投資育成会社法の規定に基づきまして、消却することを実は予定していたものでございまして、昭和五十九年の七月に全額これを消却を終えているわけでございます。

今回の改正におきましては、全額もう消却をしてしまつたという実態、それから、さらにこれも御指摘ございましたけれども、国からの出資は十億五千万ございしましたが、地方公共団体あるいは民間からの出資金が相当あつた、それから内部留保も大変増加してきたということで、経営基盤が非常に安定化してきたという、こういう実態の上に乗つて、五十八年の臨調答申の趣旨を踏まえまして、出資規定を削除したわけでございます。

今後の見通しでございますが、出資規定は削除されました、経営基盤が非常に充実してきています。さらに必要があれば中小企業金融公庫からの借り入れの道もあるということでございます。

して、今後さらに積極的な事業運営が期待される
ところでございます。

それから次に、大分県への投資実績が非常にわ
ずかであるというお話がございましたが、それは
まさに御指摘のとおりでございます。今までの約
三社の投資がございまして、三社ということござ
いますので比較的少ないわけでございますが、こ
の点につきましては、従来から、毎年二、三万件
につきましてダイレクトメールを投資育成会社か
らしたり、あるいは中小企業金融公庫あるいは国
民金融公庫に相談の窓口を設けたり、あるいは地
方公共団体、商工会議所、商工会を通じて説
明会を開いたり、いろいろと、せっかくの制度で
ございまして、全国的にこれを利用していただ
けるようにということで、いろんな努力を払って
きたわけでございますが、御指摘のとおり、今後
もさらに全国でこれを活用していただけるよう
に、こうしたPR活動に努めてまいりたい、この
ように考えております。

○梶原敬義君 終わります。

○委員長(下条進一郎君) 他に御発言もなけれ
ば、本案に対する質疑は終局したものと認めて御
異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認めま
す。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。

○市川正一君 私は、日本共産党を代表して、消
費生活用品安全法等の一部を改正する法律案に対
し、反対の討論を行います。

反対理由の第一は、通産省関係のいわゆる行革
一括法として提出された本法案の対象となってい
る九本の法律は、法の目的、内容、制定の経緯、
その後の経過などにおいてそれぞれ異なるもので
あり、これを一括して提出することは、先ほど社
会党理事も言及されたように、国会の審議権を形
骸化し、議会制民主主義の根幹にもとるものであ

るからであります。

第二は、従来まで、国が責任を持って実施して
きた資格試験を安易に民間機関に委譲して実施さ
せることは、本来公正であるべき国家試験に不公
正さや不統一性を持ち込むことになることにも、
受験料の値上がり等によって、受験者である国民
の負担が増大するおそれがあるからであります。

第三は、本法案によって民間法人化される製品
安全協会、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定
所は、本委員会での質疑の中で各委員も指摘され
たように、それぞれ国民生活の安全や、取引の適
正化を確保するために重要な役割を現に果たして
いる特殊法人であります。これが民間法人に移行
されることによって、通産大臣の監督権限は大き
く制約されたものとなり、また総務庁の行政監察
や会計検査院の検査からも全く除外されることな
どによって、国の監督権限が及ばず、国民的視点
に立った民主的な規制が阻害されるおそれがある
からであります。

第四は、今述べた三特殊法人が実施してきた検
査・検定業務に競合機関を認めるということは、
検査・検定が恣意的になり、安全基準などがあい
まいにされ、安全行政が後退し、国民生活への影
響が懸念され、加えて、民間法人化による検査・
検定料金の引き上げは、関連中小企業者への負担
増に道を開くことになるからであります。

第五は、今回の改正で、活性化されると言われ
る電源開発株式会社は、運営の中で配当金を支払
えるようにすることが意図されておりますが、九
電力会社は電気の卸売をすることが電気の主な業
務の一つになっていることを考えれば、これは必
然的に九電力会社の電力コストを押し上げ、電気
料金に総括原価方式をとっている現行電気料金制
度のもと、家庭用の電気料金の値上げとなって国
民生活を圧迫することを指摘しなければなりません。

以上五点の理由を述べ、私の反対討論を終わ
ります。

○委員長(下条進一郎君) 他に御意見もなけれ
ません。

ば、討論は終局したものと認めて御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認めま
す。

それでは、これより採決に入ります。

消費生活用品安全法等の一部を改正する法律
案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 多数と認めます。よっ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時二分開会

○委員長(下条進一郎君) ただいまから商工委員
会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
本日、井上計君、浜本万三君、関口恵造君が委
員を辞任され、その補欠として、三治重信君、対
馬孝且君、岩本政光君がそれぞれ選任されまし
た。

○委員長(下条進一郎君) 特定商品等の預託等取
引契約に関する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、お手元に配付してあ
ります名簿の参考人の方々に御意見を聴取いた
したいと存じます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上
げます。
本日は、御多用のところ本委員会に御出席い

ただき、まことにありがとうございます。

それぞれのお立場からの本案に対する忌憚のな
い御意見を拝聴し、今後の審査の参考にいたした
いと存じます。どうぞよろしくお願いいたしま
す。

議事の進め方につきましては、三木参考人、国
政参考人、小林参考人の順で、お一人から十分す
つ御意見を述べただき、その後委員の質疑に
お答えいただくという方法で進めてまいりたいと
存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は、
委員長の許可を得ることになっておりますので、
あらかじめ御了承願います。

それでは、まず三木参考人をお願い申し上げます。
三木参考人。

○参考人(三木俊博君) ただいま御紹介いただき
ました弁護士の方でございます。私は、日本弁
護士連合会にありまして消費者問題対策委員会の幹
事を務めております。

本日、十分程度で意見を述べようという御連絡を
いただきましたので、十分に述べられるかどうかわ
かりませんが、私の意見を文書にまとめて持っ
てまいりました。お手元に事務局を通じて御配付
いただけておるやに聞いておりますので、それをこ
らにいただければ幸いです。

○委員長(下条進一郎君) どうぞ座ったままで結
構でございます。

○参考人(三木俊博君) 私は、全国各地で先物取
引による一般市民の被害の救済活動に取り組んで
おります先物取引被害全国研究会という弁護士グ
ループの代表幹事を務めております。さらに、
本案に関係あります豊田商事に対する破産申し立
ての代理人を務めまして、その後、全国豊田商事
被害者弁護団連絡会議のメンバーともなっており
ます。このように私が先物取引や現物まがい商法
の一般市民の被害救済に取り組んだ経験に基づき
まして、法律実務家の視点から、この法案につ
いての意見を申し述べさせていただきますと存じま
す。

本法案は、豊田商事などの現物まがい商法の再発防止を目的として立案され、提出されておりますが、豊田商事のような悪質な詐欺的商法をせひとも根絶しなければならぬという、政府及び議員各位、あるいはまた私たちが法律実務家の共通した願い、立場及び私の被害救済実務の経験から見ますと、この法案の規制内容は極めて不完全であつて、被害再発を防止できないばかりか、かえつて現物まがい商法を預託取引の名のもとに法的に認めて、これを助長することにすらなりかねないという危惧を抱いております。

以下、問題点を申し上げさせていただきます。第一番目は、商品等の政令指定制をとつておくことでありまして、そのため、悪質業者に非指定商品などを用いた規制回避を許す危険があります。

このことは、単なる懸念ではございませんでして、海外先物取引被害の多発を背景といたしまして、昭和五十八年一月から海外先物取引規制法が施行されておりますが、同法が本法と同じように商品と市場の政令指定制をとっていることから、あえて指定外の商品や市場を舞台とする悪質業者が後を絶たず、その被害が統廃し、通産省あるいは経済企画庁、国民生活センター等も頭を痛めておられるところであります。

同法は、当初香港市場を規制しておりましたが、その規制を回避して、英国や米国の市場へ舞台を移す業者が出て、被害が出たところから、六十年一月、約二年後に英米の幾つかの市場を規制対象として追加いたしました。しかし、さらにそれを逃れる業者がおりまして、本年五月一日より、さらに若干の英米の市場と商品を指定するに至つております。しかし、通貨や株式指数の先物取引は非指定のままであり、私も現実に、大阪におきまして、その被害を弁護士会の被害者救済センターなどで受け付けております。政令指定制では、どうしても被害が相当数出てから指定し、規制することになってしまうわけでありまして、後追いというのが残念ながら実情であります。そも

そもこの種の商法に対して政令指定制をとらねばならない本質的な理由はないと考えます。

二番目に、顧客からの預かり金銭、商品を安全に確実に保管、運用することを監視し、これを担保、保証する措置が講じられていないという点であります。

現物まがい商法は、顧客から単に商品などを預かり受けるのではなく、その前提として、豊田商事の場合を例に挙げれば金地金でございまして、そういう商品を売りつけ、そして直ちに預かると称して、金銭の支払いと引きかえに預かり証券を手渡すものであります。そこで、顧客の交付した金銭やそれらの商品などが安全、確実に保管され、運用され、返還されることが不可欠と考えます。しかし、本法案には何らその規定が置かれておりません。

私は、先ほど申し上げましたような被害救済の実務経験を持つておりますが、被害に遭つて一たん金銭を支払つた後に、この種悪質な業者から金銭を返還させるのはなかなか難しいのであります。私もみずから研修も、それ相当の努力はするつもりではあります。いかにせん實力がないという業者でありますので、裁判で勝訴したとしても、返還、賠償能力がなく、泣き寝入りにならざるを得ないという例があつて、非常に残念に思うことがしばしばでございます。業者の財務状態の健全性と言ひかえることもできますが、その確保が預託取引の場合に不可欠と考えます。

第三番目は、本法案では、業者の事業所に業者及び財産の状況を記載した書類を備え置かせ、預託者に閲覧させることとし、またその要旨を申込書面に記載させることとしております。しかし、これまた私が多く接した主婦や老人の被害者の方々の実情を目に浮かべて考えますと、実際に勧誘を受けた預託者となつた一般市民の方が、みずから積極的に事業所へ出向いてそれらの書類を閲覧し、精査することは到底考えられないのです。しかも、その備え置き書類の真実性の確保措置は講じられておりません。その真偽を判断し、

財務状況や信用力を正確に評価することが、一般の市民の人、特に主婦や老人の人たちにできるでしょうか。だからこそ、銀行法や信託業法のもとでは大蔵省の監査、監督が実施され、一般市民の預貯金などの保護が図られているのではないのでしょうか。

四番目は、契約書面や申込書面での開示規制においても、預託取引の根幹をなす顧客からの預かり商品などの保管方法、運用方法が開示されていない点が問題であります。

この法律では、ディスクロージャー、開示の法思想をとりまして、その徹底を図るという立場から、幾つかの契約における重要事項が開示されることとなつておりますけれども、豊田商事の例などを考えますと、この程度ならば今までも、豊田商事も開示してきていないことはないわけであり

ます。被害防止の観点からいいますならば、財務状況の健全性の確保に加えて、書面で商品などの保管、運用方法が明記される必要があると考えます。

五番目は、違法不当な勧誘行為の禁止についても、規定自体が不明確であること、担保措置に欠けること、そしてそのために実効性が極めて疑問なことでありまして、

豊田商事等の現物まがい商法業者とそのセールスマンのさまざまな悪質勧誘行為の中には、この法案が規定しております「威迫する言動を交えて」、「勧誘だけではございませんでした。長時間の居座り、深夜にわたる居座り、執拗な勧誘、洗濯、肩もみ、足さすりなどの過剰な親愛行為が、老人、主婦を中心とする一般市民の平穩な市民生活や冷静で合理的な判断を妨げる行為として、具体的に列挙して禁止される必要があると考えます。これらの悪質勧誘行為があつたことは、本法案の前提となつた産業構造審議会の答申でも、問題があるとして触れられているところであり

ます。特に、過剰な親愛行為については、その卑劣さ

は許しがたいが、法的規制は難しいという意見を聞くことがございます。しかし、過剰な親愛行為は、それ自体を目的に行われているものではありません。営利の目的を持ち、しかもその目的を秘して、さらに常識的程度を超えて実行されているのであります。例えば、不当景品類及び不当表示防止法という法律がございまして、顧客を誘引するための手段として不当な景品類を提供することを禁止しております。これと同様に考えて、取引の目的外の物品・役務を提供して相手方の合理的判断を妨げる行為の禁止を規定することが十分考えられると思つております。

そもそも、預託取引が訪問勧誘によつて行われてよいものでしょうか。訪問勧誘は日常生活用品に限られるべきだと考えます。預託取引あるいはその前提としての商品等の売却の訪問勧誘や、また突然平穩な生活を破る電話勧誘は禁止されるべきだと考えます。

また、実効性を確保する点からは、罰則による制裁が必要であるとともに、禁止行為が行われた場合には、その結果締結された契約を無効としたり、無条件で取り消し得ることが必要です。また、そのような行為によつて一般市民が被害をこうむつた場合には、業者に對して損害賠償を求め得ることが明文化されなければなりません。本法案には、残念ながらこのような禁止行為違反に対する罰則や民事効果が規定されていないのであります。

確かに、こういう違法なことを行つた場合には、業務停止命令の対象とされてはいますが、現在の消費者保護行政の人員等の体制の中で、十分機動的に行政権限が発動されないことは、残念ながら海外先物取引規制法の不完全な施行状況が教えるところであります。通産省が海外先物取引規制法の施行直後に、全力を注がれて調査をし、業務停止命令を発しました本社を大阪市に置く日本貴金屬は、その後業態を変え、今なお海外の先物取引の営業を継続し、私のところへも被害者が訴えてきておりますし、社長はさつ

ばらん話として、もう今は詐欺みたいなことをやっておりますというふうなことを率直に言うような状況で、仕事を継続しておるわけでありま

禁止行為の実効性確保のためには、確かに行政の方々に努力していただくことは不可欠ではございますが、さらに行政を補完する意味でも、あるいは消費者がみずから立ち上がる意味でも、消費者みずから行使し得る権利、すなわち違法な行為があつた場合には取り消し得るとか、損害賠償を請求し得るということを明記することが何を差しおいても不可欠であり、実務に携わる弁護士としての願ひであります。

六番目は、本法案では、クーリングオフ権や違約金支払いによる中途解約権が規定されてはおりますが、注意を要しますのは、それによつて返還されるのが商品や施設利用権であつて、それを購入するために支払つた代金ではないという点であります。金地金ならともかく、その他の商品、例えば豊田ゴルフや鹿島商事が扱つたゴルフ会員権の場合、価値も換価性も乏しく、その返還を受けたとて被害回復にはなりません。

私は大阪の弁護士でございますので、大阪の例をちよつと出しますと、大阪府下南部及び和歌山、奈良地域に発生しました観音竹商法では、三十万円で取引されておりますのが、実際はわずか三千円でございます。そこで、観音竹業者は、顧客の請求に対し、観音竹を預かつたのだから観音竹を返すと言つております。この観音竹業者は、現在、和歌山地方裁判所で破産手続が進んでおるわけでありまして、業者が顧客に売却した商品等を預かつた場合には、その売却代金の返還を義務づけることが必要だと考えます。

七点目は、中途解約の場合に、一〇％の違約金を控除されるのも問題であります。業者は顧客から預かり受けた金銭あるいは商品などを換価した上で運用しているわけでありまして、銀行の例を出しますと、定期預金はある一定期間拘束されるわけですが、その期間中に解約しても普通預金の利

息がつかます。政府原案では一五％であつたのが、衆議院で四党派の共同提案によつて一〇％に減率されたわけでありまして、地方自治体で消費生活の相談を担当している方々の中にも高率過ぎるとの批判も強く、業者がこの資産を運用しているところに着目いたしますと、違約金の控除は不要と考えるわけでありまして。

こういうふうな問題点を含みます本法案の最も大きな問題点は、本法案のもとで豊田商事を初めとする現物まがい商法業者が、名実ともに営業することができるということでありまして。

形式的な問題は一たんおくとしても、実質的にも禁止されないということでもあります。実質面において禁止となるような立法措置をとるのであれば、既に申し上げましたように、預かり金銭や資産の保全措置の確保、預かり資産の運用面を含む業務全体の開示の徹底、違法行為があつた場合の民事、刑事両面での効果の徹底が不可欠であります。それに加えて行政の機動的対応によつてこそ実質的禁止が図り得るのです。

少し長くなりまして恐縮でございますが、私は先物取引、現物まがい商法の被害救済に取り組んだ経験から、まことに残念なことに、本法案では現物まがい商法とその被害の再発を防止できないと断言せざるを得ないのであります。

以上です。ありがとうございます。

○委員長(下条進一郎君) ありがとうございます。

次に、国政参考人をお願いいたします。

○参考人(國政恒裕君) 読売新聞の国政でございます。

この豊田商事商法の問題点と、それから一般的な現物まがい商法というのは、私はちよつと違つたところがあるんじゃないかというふうに考えます。

的な問題がございます。それから、詐欺の場合はその範囲の立証をしなきゃいけないという問題がございます。そういう意味で、この場合は会長が亡くなられたということで詐欺の立証がなかなか難しいといつたようなところから、新規立法が必要だという意見が強まつたと思われまして。

このケースの場合には、やはり詐欺罪だけでは不十分であるという現在の法制の不十分さ、それから行政の対応が不十分であつたと、この二つの不十分さが指摘されるんじゃないかと思ひます。その後の行政の不十分さということについては、既にかなり被害が出てくるにもかかわらず、世間に周知徹底する努力が必ずしも十分でなかつた、しかもその時期がかなり遅かつたということが指摘されると思ひます。しかしこれも新しい経験だつたという点がありますので、一〇〇％非難するわけにはいきませんが、しかしそれを勘案してもなおかつ行政の対応は遅過ぎたんじゃないか、そういうふうにか考えます。

次に、その法規制についての考え方ですが、それでは一体こういうふうな商法をどう規制すればいいのか。まずその場合に、産業政策の考え方というのがある程度考慮に入れるべきであらうと思ひます。その場合に、新しい産業あるいは新しい業種として育成すべきものと、それから、そういうものは育成する必要はなくて、むしろ悪いものだから全面禁止すべきものである、そういうものと、それから、あるいはその中間のもの、大体こういう三つのものに分けられるんじゃないかと思ひます。

もしこれが育成すべきものに属するものであるならば、行政及び法制は、これは完全なものをつくつて、悪いことをしないように、あるいはお客の権利、財産が保護されるようなシステムをつくるべきであらうと思ひます。一方、悪いもの、こういうものはいいものも悪いものもすべて業種としてあるいは商法として否定すべきものである、そういうものについては、これは全面禁止すべきだと考えます。

しかし、ではこの豊田商事の事件がどこに属するかということについては、いわゆる積極的に育成すべきものというところには入らないと思ひます。では全面禁止すべきものかということになると、やや疑問が残ります。というのは、豊田商事は、あれは詐欺商法ですから、これは禁止すべきですが、現物まがい商法というものが必ずしも一〇〇％全部悪いものかということについて、果たして国民的コンセンサスが得られるものかどうかについてやや疑問が残るからです。もし国民的コンセンサスとして、現物まがい商法すべてを否定すべきであるというコンセンサスが得られるならば、これを全面禁止すべきということについては私もやぶさかではありません。しかし、今のところまだそういう自信はございません。とするならば、これは恐らく私の考えとしては中間的なものに入るのではない、こういうふうにか考えます。

そうしますと、次に、中間的なものに入る場合は、ビジネスチャンスと、それからその悪との二つの間の接点をどうとるかという問題になるんだと思ひます。そうしてもう一つ、その場合の行政コストとの関係という問題になると思ひます。

そこで、ビジネスチャンスをできるだけ確保するという意味からいけば、規制はできるだけ少ない方がいい。悪いものは悪いけれども、いいものの将来のチャンスの芽を摘むということは慎むべきであらうと思ひます。それでは、再発防止をどうすればいいかということになるわけですが、ここで実は行政コストとの関係が出てまいりますが、先ほども言いましたように、もし育成すべきものであるならば、例えば今現在ある銀行あるいは証券会社のように、厳重な法律をつくつて、厳重な行政組織をつくるべきだと思ひます。しかし、そうすると、例えば銀行については大蔵省に銀行局、さらに証券については証券局というそれぞれ一つづつ局を持つております。それから日銀という大きな組織もございます。こういうふうな組織をつくらなかつたら、無理であらうと思われまして。

そのコストに關係なくすべて完全に規制するんである、あるいは絶対に安全なようにやるのであるということになれば、その行政コストは大変大きなものになると思われまゝ。

そこで、この法案を見ますと、許認可制をとらずに行方規制という考え方をとっておりますが、これは現段階ではやむを得ないと考えます。それから商品指定という方法をとっておりますが、これも同様だと思ひます。許可制にした場合には、むしろこれは通産省許可といったような形で悪用される可能性も決してないとは言えない、むしろ大きいのではないかと考えます。したがって、この法案の内容はディスクロージャー中心になっております。そのディスクロージャーは、私はさらに進めていくべきであると思ひます。極端に言えば、これは元本の保証はございませんといったような注意書きまで書く方がいいと思ひます。

それから、クリングオフの期間十四日を設けたのは結構でございますし、十四日以降でも客が自由に解約できる権利、これには違約金を払うという条件はございますが、自由な解約権を与えたというのは大変大きな出来事であると思ひます。しかし、今後の問題点もまだ残っております。それは商品指定という制度をとつたために、新しく出てきた商品あるいは商法に対して追いついていかないということが出てきます。したがって、追加指定については、機敏にこれを行う必要があるだろうと思われまゝ。

それから、疑惑の企業が出てきた場合に、一番いいのは事前に消費者に、あれは危ない企業ですからそれに近づかない方がいいですよと言うのが、これは一番国民のためになるわけです。ところがこれをどの段階で、だれが、どういう言い方をするかというのは非常に難しいから、だからこそ、これまでこれがよくできていたんだと思ひますが、その疑惑の企業の公表、国民に対する周知徹底をどの段階で、どういう形で、どの手段で行うかという手法の開発をぜひやらなければいけないと思ひます。その場合に、消費者団体の果た

す役割というののも重要だと思われまゝ。

今回の事件を見てみますと、消費者団体に対して苦情あるいは相談がかなり早い段階から持ち込まれております。それだけの知識がありながら、受けた方もいさな配慮からなかなかそれを公にできない。個人的な相談に対しては答えられるけれども、公の出版物、機関誌のようなものでやるのとすると、当の業者から苦情が来るおそれがある、場合によっては訴訟になる可能性もあるという点からだと思われまゝ、公表には非常に慎重であつたというところは否定できないと思ひます。これをどういうふうに解決するかが大きな問題だと思われまゝ。

それから、一般的な消費者教育というものが必要だと思われまゝ。これを投資あるいは利殖として考えるならば、ハイリスク・ハイリターンは、これは大原則。豊田商事のように金を預かつた上に、一〇%から一五%という利息を出せることは、経済常識から考えると考へられない。それから、やつている企業がこれまでの実績がない、それから公的な許認可あるいは制度そういったもののつとていない。その二つの点からだけ見ても、これはかなり危ない企業であつたことがわからなければいけないと思ひます。しかし、それがわからないところが実は現実でございます。て、わからない人がいけないというつもりは毛頭ございませぬけれども、高齢の方が被害者に多かつたというのも、実は高齢の方が、これまで利殖と言へば銀行の預金か郵便局の貯金しかなかつた、そういう時代に長く育つてこられた、それが今現在、金融商品多種多様化しております。

実は、日本の金融行政かなり規制色が強く、統制色が強かつたために、非常に限られた投資手段しかなかつた。それがまた国民の投資知識を乏しくし、こうした詐欺的商法にひつかかる一つの原因になつたと思われまゝ。そういう意味でも、余り統制を強くしてはいけないという先ほどの私の議論に出てくるわけですが、そうした意味の一般的な消費者教育というものを徹底させる必要があ

るだろうと思われまゝ。それから、高齢の方の被害が多かつたということが問題になっておりますが、これはむしろ社会問題としても考へる余地が大いいのではないかと、そういうふうな考へまゝ。

時間がありませんのでこゝまでで終えまして、また後ほど御質問がありましたら……失礼させていただきます。

○委員長(下条進一郎君) ありがとうございます。次に、小林参考人をお願いいたします。小林参考人。

○参考人(小林豊次郎君) 私、日本訪問販売協会の副会長をいたしております小林でございます。きょうは意見を求められたわけでございますが、訪問販売協会の立場で、若干私見を述べさせていただきます。豊田商事を初めとするベルギーダイヤモンドあるいはジャパンライフ等一連の消費者問題が発生いたしました。これらの販売方法は、たまたま家庭を訪問する販売方法をとられておつたということ、訪問販売法の手直しでこれを規制しようというふうな考へが出てきたところでございます。消費者問題、特に消費者との取引において現在の消費者保護の法律は、割賦販売法と訪問販売法が二つあるだけだと思ひます。したがって、訪問販売法の手直しでこれを片づけたらいいんじゃないかというふうな考へがあるようにございまして、かなり我々としては非常に困つたところで、そのように簡単に考へられては非常に困つたところで、若干言ひわけめいた説明をさせていただきます。

まず、我が国の訪問販売業界の現状を御説明申し上げますが、最近の流通業界の全体の伸び悩みの中で、毎年約二けたの高い成長率を示しておるのが訪問販売業界の姿でございます。昭和五十九年で約一兆九千八百億円の売上高、この数字は小売業全体の売上高の二・五%を占めるに至つております。

では、なぜこのように訪問販売が盛んになつたか、その背景を少し考へてみたいと思ひますが、私は大体次の二つの理由からだろうと思ひます。一つは産業構造の変化、それからライフスタイルの変化が考へられます。

産業構造の変化でございますが、高度成長の結果、まず物が余つた、それから金が余つてきた、次に人が余つてきた、こういう三つの具体的な現象がございまして、物が余るといふことで、店頭ではなかなか売れない。これを積極的に売るためには、無店舗販売等の手法で積極的な販売をやつた方がいい、やらなければいけないという状況が考へられ、その最も積極的な手段として訪問販売方式がとられたということ。

それから、金が余つたといふことでございまして、消費者ローンが盛んになつた、その結果消費者の購買力が非常に強くなつたといふことで、訪問販売企業の方に金が回るようになりまして、零細企業でも金の心配をしなくて訪問事業を拡大することが楽になつたといふことが一つ挙げられます。

次に、人の余つた問題でございますが、生産部門から余つた余剰人員が流通部門に入つてまいりました。そしてその結果、非常に人が集めやすくなつた。つまりマンパワーを主力とする訪問販売がやりやすくなつたといふ状況が考へられます。これが産業構造上の変化の具体的な例でございます。

次に、ライフスタイルの変化をいたしまして、生活が非常に電化されて家庭の主婦が時間が余つてまいりました。その結果、生きがい論だとかあるいは社会参加の意欲が非常に出てまいりまして、とにかくカルチャーあるいは仕事だといふことで余裕が出てきた。それから同時に、住宅ローンの返済などで、主婦が積極的にアルバイトやパートをやるようになったといふようなことがいろいろ絡み合ひまして、訪問販売が盛んになるような条件がそろつた結果であらうと思ひます。したがら

して、このような我が国の流通業界の中で、構造的に非常に確固たる地位を占めるようになっていってほしいです。

ちなみに、セールスマンの数を申し上げますと、約百万人と言われていると思いますが、これは雇用の確保という点から見ると非常に大きな役割を果たしているんじゃないかと考えます。

次に、訪問販売協会の活動の現状について、簡単に御説明申し上げます。

昭和五十一年に訪問販売等に関する法律が制定され、それを受けて、業界みずからこの業界の健全化を図るという目的のために、五十五年四月に日本訪問販売協会が設立されました。

設立以来どういうことをやっておるか申しますと、まず倫理綱領の制定を行いました。これは訪問販売ビジネスに携わる者の行動基準を定めたものでございまして、これを徹底することによって健全化を図ろうというねらいでございまして。それから、倫理綱領を積極的に裏づけるために、訪問販売員の登録制度を実施しております。これはただ登録というのではなくて、一応一定の教育を行って、その教育を終わった人に試験を行って、それに合格した人に教育登録証を発行するというもので、訪問販売員の資質の向上に努めておるわけでございまして。それから第三に、顧客からの苦情を迅速に処理するというところでいろいろ措置を講じておるわけでございまして。

こんな状況で、まじめに仕事をしている中に、昨年の豊田商事の問題が起きまして、非常に訪問販売に対する評判が悪くなる。したがってこの波をまともに受けまして、健全な業者でも家庭から締め出されるというようなことで、非常に苦境に立っているところが多いわけではございまして、特に中小企業の多いこの業界におきましては非常に大きな痛手を受けているという現状でございまして。したがって、今回豊田商事のような商法が法律によって厳しく規制されるということは、我々としては非常に歓迎するところではございまして、ひとつ大いにこんなことが起こらないように禁制的な立法措置をとっていただくことを希望するわけでございまして。

実は、日本の訪問販売業界は、やはり急速に成長いたしましただけになかなかウィークポイントがたたくさんございまして、業界としても若さゆえのいろいろな矛盾点がたたくさんございまして。したがって、それらを啓蒙する意味もございまして、ことし国際シンポジウムを東京で開催いたしました。そして、先進国であるアメリカあるいはヨーロッパのEC諸国等から講師をお招きいたしました。シンポジウムを開いたわけでございまして、その結論を申し上げますと、これらの業界の方々が一致しておっしゃったことは、なかなか法律による規制は難しい、業態が次々と変わっていくし、これに対して一番効果的な決め手は、やはり倫理綱領をしっかりとつくり、それを監視する機構をつくって、自主規制を行うことが一番望ましいのだというような結論が出ました。それに對して、参加した日本側の委員も、学識経験者の皆さんも非常に深い理解を示されまして、日本も遅まきながらアメリカのような形の体制をつくっていくべく目下努力いたしているところでございまして。

時間も来たようございまして、大体そんなところでございまして。

○委員長(下条進一郎君) ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の開陳は終了いたしました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○梶原敬義君 参考人の三人の先生方には、貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。座ってやらせていただきます。

今お聞きしました話を中心に、私の方から質問させていただきますが、なかなかこつちも頭が今整理できていないわけではありませんが、質問があつちこつち飛びかわりませんが、御了承をお願いいたします。

最初に、日本訪問販売協会副会長の小林さんにお聞きしますが、今御説明がありました、訪問販売をやっておりますセールスマンの数が今約百万人と、こう言われましたが、そのうちに、今私たちが審議を始めようとしておりますこの特定商品等の預託等取引契約に関する法律にかかわる人たちですね、その中でも特に豊田商事のような、そういうような関係にかかわっている人たちの数は大体どのくらいおられるでしょうか。

○参考人(小林豊次郎君) お答えいたします。私どもの協会には、このような業種は加盟しておりませんので、全くちよつと数を想定することはできませんので、わかりません。

○梶原敬義君 それでは、訪問販売協会、小林さんの協会に関する人たちの数は大体どのくらいおられるでしょうか。

○参考人(小林豊次郎君) 七十万人が加盟登録いたしております。

○梶原敬義君 小林さんから先ほどありました、私も賛成なんです、法律をつくらなければならない、悪いことをする人間をそんなに規制はできにくいと思うんですが、倫理綱領、これをおたくの協会ですぐつくれたのはいつからですか、大体でいいですが、そしてその綱領ができました今日まで、いろんなトラブルとかそういう顧客に対する迷惑、そういうものが減っていったかどうかですね。

○参考人(小林豊次郎君) 倫理綱領をつくりましたのはもう七、八年、登録をやりましたから五、六年でございまして、その前でございます。七、八年たつと思えます。

それで、倫理綱領をつくられた効果でございまして、もちろん綱領をつくられた効果はございまして、具体的に、この綱領をもとにしましてそれぞれの参加団体がその業界に合ったものをさらに細かく具体的ににつくっております、それを実行しております。

○梶原敬義君 そうすると、効果というのですかね、それは目に見えてやはりよくなっているという

うことは言えるんじゃないでしょうか。

○参考人(小林豊次郎君) それぞれの業界によつて若干の違いはございますが、この倫理綱領の罰則担保的な意味も含めまして、綱領違反の悪質セールスマンに対してはまず登録証の没収をやるとか、あるいは企業全体の登録を全部取り消すというようなこともいたしております、さらに再教育をやつてから再交付するというところもございまして、それぞれ真剣に取り組んでおりますので、かなり効果は上がっております。

○梶原敬義君 それから、これは直接この法案なんかに関係ないことですが、豊田商事が問題になりました、おたくの訪問販売協会の商売にも私は影響があつたのではないかと思ふんですが、それはどんなでしたですか。

○参考人(小林豊次郎君) やはり非常に全般的にダメージが大きゅうございまして。とにかく新聞等で盛んに訪問販売、訪問販売ということを書き立てられたものでございまして、やはり消費者が拒否反応を示しまして、なかなか訪問しにくくなったということをよく聞いております。

○梶原敬義君 それで、最後の結論のところでは小林さんのお話があつたのですが、豊田商事のようなものについては厳しく法律をつくるなりしてやつぱり取り締まらなければ、こういう御意見がちよつとあつたように聞きました、その点につきましては、今私どもが審議しておりますこの特定商品等の預託等取引契約に関する法律案、これは衆議院で修正されましたが、された事項も入れましてこれが法律になれば、協会の皆さんから見た場合には、これは好ましい、こういうことになるのでしょいか、いやもつと中身の問題だと、こういうことになるのでしょいか、そのあたりをちよつとお伺いします。

○参考人(小林豊次郎君) 一応特別立法のような格好で制定されましたので、訪問販売とは違うという印象をはつきり与える、健全な訪問販売と違うという印象を与える意味では非常によかつたと思っております。

ただ、この中身につきましては、私法律の専門家がございませんで、特にどこがどうという批判はちよつとにくい立場にございます。

○梶原敬義君 いずれにしても、皆さんの訪販協会から見ると、大変迷惑をしたということは変わりないわけですね。

○参考人(小林豊次郎君) はい。

○梶原敬義君 それでは、読売新聞社論説委員をされております国政参考人にお尋ねします。

私は、豊田商事の問題のときに、何回も本委員会でも質問し、通産省にアクションも求めたんです。実は、昭和五十七年ごろからこの豊田商事の問題というのは、本委員会あるいは国会で何回か問題の指摘が出ておつたんであります。これは、それぞれ関係する省庁の皆さんも、その指摘に対しては問題意識は持つておつたようですが、結局は行き着くところまで行き着いてしまつた。我々も国会で議論する中で、家に火がついてどんどん燃えて、もう燃え落ちるまで見ながら非常にじりじりして、結果的にああいうことになつたわけですが、その辺の見方について、先ほどもちよつと御指摘がありました。もし国会やあるいは担当している政府に対して御意見があれば、率直に御意見を聞かせていただきたいと思います。

○参考人(国政恒裕君) 国会でのそのやりとりを私直接聞いておりませんので、具体的にはちよつと言いにくいんですが、ただ、あれだけの広い範囲にわたつて被害者が出たということは、やはり結果的に見れば対応が遅かつたという点は否定できないであらうと思います。

そこで、じゃどうすればいいかという実は話なんです。これが先ほども申しましたように非常に難しい。例えば一挙に企業名を言うとかということになりますと、要するに、あの企業は悪い企業だよという判決を下すような形になるわけですね。それじゃ判決までいかないうち告発したいものがあるかないか、あるいは最高裁までに、一遍に言わないで、民間的なところからだんだんやつていつて、だんだんと最終的な公的なところの判断

になるとか、そういうたようなシステムを考える必要があるんじゃないか。各地の消費者センターなどでもかなり早くから相談あるいは被害の申し出があつたようですから、その段階であるいは何かできなかったのか。いろいろその段階、言い方、機関についてももう少し考えなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

それと、それをマスコミを通じて公表するところへいくまでに何とかならないのか、あるいは名前を公表しなくてもそれとわかる方法で言うことはできるんじゃないか、それが被害を防ぐ一番の方法なんですね。消費者としても、かなりいい話である、しかし本当かどうかという疑いを持つていられるけれども、要するにだれに聞いていいかわからない。本来ならばそのときに、私ならば、そういうどうちかわからないやつはやめておきなさい、こういうふうに言うんですけれども、そういうたような質問もあつたんですけれども、後で見ますと、どうもその人は実はやつたらしい。

だから、それは言われても、やはりあれはかなりの利息になるとか利回りになるとかというところ、どうしても人間弱いですからそつちの方へ引かれていきます。そのときに、あそこはやめなさいということを言うところがあるかどうか、それが、実は被害を防ぐ決め手であらうと思うんです。それで、そのさらにもとにあるのが、本人、消費者の自覚だろうと思われ。そういうことも含めて、私は、行政というのは今後十分考えていつてほしい、決して今回はよかつたとは言えない、そういうふうな考えです。

○梶原敬義君 ありがとうございます。

そこで、法律の専門家でありまして、豊田商事問題を手がけてこられました三木参考人にお伺いをいたします。

私も、とにかく今火が燃えているじゃないか、とにかく出資法とかあるいは訪販法とか、いろんなことでなかなか問題があるとしても、やつぱり早く、税務調査なんかで現場に飛び込んで、

それで実際に金の裏づけがあるのかどうなのか、そんなものををつかんできて、そして法律的とか何とかは別にして、もうとにかく実態を早くつかむ。実態をつかんで、そして問題があるかないかという把握をして、早く対応しなきゃ、これはもう見る見るうちにどうにもならぬではないかという、そういう気がし、そういう意見も述べてきたんですが、専門家の立場で、この法律を審議する前に、豊田商事の問題で一体どこが問題だったのか、こうすれば法律的にも早く手は打てたんじゃないか、そのような問題について気がついておられることがあるだろうと思うんですが、御意見を聞かせていただきたいと思います。

○参考人(三木俊博君) 豊田商事の問題というのは要約してみますと、詐欺的な欠陥のある金融貯蓄商品を販売したという側面と、もう一つの側面は、これが悪質な訪問販売によつて行われた、この二つの側面から把握できると思っています。

ところが問題であつたのかということからすれば、その両面とも十分な規制措置がなされていなかったというところになるんですが、少し豊田商事の経過を振り返つてみますと、豊田商事は、もとと金の私設市場を舞台とする金の先物取引をやつておりましたが、これが政令指定によつてできなくなつて後、金という商品の誘引性に着目して問題になりました。ファミリー証券という現物まがい商法を始めたんですが、社会問題になりました。五十八年の十月に、全国の弁護士が連名で公開質問状を出しました。その際、その眼目でありましたのは、豊田商事が売り、預かつて運用するという金地金の保管、運用がどのようになつていのかということでありました。それがなければ詐欺的なことということになるわけでありまして、また金の裏づけなく金銭だけを預かつているということになりますので、今申し上げた点を眼目にして質問いたしましたところ、何ら答ええないというのであります。

大阪地方検察庁へ詐欺罪及び出資法違反で刑事告訴をいたしました。その捜査が、捜査といひますか、調査のレベルであつたかと思ひますが、進んでいる段階に豊田商事倒産に至つたわけでありまして。その後六十年に入りまして、六月に、商法五十八条に基づく非常に不当な会社であるから、法務大臣は裁判所に対して会社の解散命令を申し立ててほしいという申し立てをいたしました。ところが、その直後に永野氏が刺殺されて、破産申し立てということになつたわけですね。

その間、政府の方は、大蔵省が、国税庁なんでもありますが、税務調査に入りました。その結果、実は豊田商事が金地金を保有、運用するのではなくて、その名下に集めた金銭を費消してある、そして入つたお金の大半を経費に使つていられるがために、極めて大きな赤字を出している会社であることとを国税庁は察知されたわけでありまして。私ども外部におる人間からすれば、そういうことはわかりません。でも、もう御承知かと思ひますが、豊田商事は、更新書用に虚偽の財務諸表を意図的に流す、それで目くらましをやるといふふうなことをやつておりましたが、国税庁はそういう点をつかんでおられたわけでありまして。

そういう経過を踏まえますときに、一つは、やはり出資法を厳格に適用していただきたかつた。ただ、出資法が刑罰法規でもつてその実効が担保されるという構造になつておりますので、やや使いくつたという面は否めなないと思ひます。で、そういう点からすれば、早期に出資法の改正を行つて、大蔵省による監督調査権を創設し、あるいはまた、被害者あるいは消費者団体からの措置請求権を創設して、それによつて立入調査、行政監督等を行うという方向が考えられたのではないかとこのように思います。

また、私たちの問題提起も、豊田商事倒産の直前になりましたが、法務大臣においては、社会的に存在を許されないような会社であるわけでしたので、商法五十八条を活用して解散命令の申し立てをすることができたのではないかと、してほしか

つた、そういうふうなことを考えます。
以上です。

○梶原敬義君 参考までに、三木参考人に少し意見を聞かしていただきたいんです。

やはりいろいろ努力をして、あるいは各県の消費生活センターから中央の国民生活センターへ逐一苦情なんかも情報が入っていった、皆さんも刻々とそういう問題をつかんでいった、そして先ほど言いましたように、政府に対してもとにかく何とかしてくれという要請を出しておられた。そういう点から見ると、やはり国全体、これは大蔵省とかあるいは警察庁とか通産省といいますが、それぞれ法律がありますが、とにかく全体として見ると、まことに指摘されますように問題があるんですが、やはり私は国の責任はあると思うんです。その点についてお考えはいかがでしようか。

○参考人(三木俊博君) 国の責任を考える出発点として、私は、この問題をやはり憲法二十九条が保障する国民の財産権、及びこの被害に遭った方々の被害の資金の性格、すなわち生活維持資金であったというところに着目するならば、これが奪われたということは、憲法二十五条の保障する生存権を奪われたことであり、生存権を確保するための預貯金であったという観点から出発する必要があると思います。さらに、消費者保護基本法の第七条によりますと、国は、国民の生命、身体に加えて、財産に危害が生ずる場合には、それに対する適切な処置をとらなければならぬ責務を課されております。それが一つは法律論であります。

もう一つは、私自身が体験しました経験、事実を先ほど申し上げましたが、国としては、先ほど申し上げました点では、出資法の改正による行政的調査あるいは商法五十八条の解散命令の活用、そしてまた、この豊田商事が販売したと言われる金地金は、訪問販売法の指定商品ではございませんでした。それがゆえに訪問販売法の規制が及ばなかったわけでありまして、そのことはまた、

この法令を所管される省庁はわかっておられたわけでありまして、したがって、従来の行政的基準を被害救済、被害防止の立場から見直されて、金地金を政令指定するという形で防止ということも可能ではなかったかというふうに思います。そう思つてまいりますと、被害者がお年寄りや主婦で、その切実な生活資金であるだけに、高齢化社会を迎えて、既存の法令及びその改正を通じて対処し得なかつた国の責任はまことに大きいというふうに考える次第であります。

○梶原敬義君 よくわかりました。

これから法案の審議に私どもも入るわけですが、具体的に法案の問題に関する点で、最初に三木参考人にお尋ねをいたします。

この審議しようとしている特定商品等の預託等取引契約に関する法律案の中には、業務停止命令等の行政による監督や立入調査が規定をされておりますが、悪質会社は結局それで営業はできなくなるんではないか、こういう見方もあるんですが、いかがでしようか。

○参考人(三木俊博君) 私は、そういう業務停止命令などを出せる行政権限が創設されるということとは結構なことなんでありまして、けれども、しかし、その発動が十分行われていないという経験を持つものから、悪質業者の営業を禁止できないことになつてしまふというふうに思つておるわけなんです。

それは、私自身の体験に基づくものなんです。が、当初申し上げました海外先物取引規制法というのをごいまして、これによつて通商産業省あるいは農林水産省が立入調査等をして、調査の上処分をするのができておつて、その発動が期待されておつたわけなんです。確かに、通商産業省及び農林水産省も当初は随分力を入れました。体制を整えて日本貴金属やプララングッド・インベストメント社などの調査をし、違法行為があつたとして処分されました。その後、警察による書面不交付罪などの活用がございましたが、その後はなかなか立入調査をしたり、あるいは

はまた行政処分を行うということができておりません。

そういうことは、被害がなければあるいはそういう悪質行為がなければそれでいいんであります。が、国民生活センターなどに集中される消費者苦情や、あるいは私は私たち弁護士会にございます消費者被害救済センターなどでは、海外先物取引が非常に多く来ております。特に弁護士会などは、海外先物取引の被害というのは、大阪などの場合は過半を占めるぐらいであります。そういう違法、不当なことをやっているにもかかわらず、そしてまた行政はその事情を把握されておると思うんですが、なぜか機動的に立入調査などが行われていないのが実情であります。

以上です。

○梶原敬義君 次に、同じく三木参考人にお尋ねしますが、商品指定制を機動的に運用する、被害の蓋然性があれば指定をするというような、通産省はそういう方針であります。これで実際に効果があるのかどうか、この点についてお尋ねします。

○参考人(三木俊博君) これもまた、私の海外先物取引の被害の経験に基づいて今の行政を見て申し上げるわけなんです。まず指定するに、一定の被害が出てこないという指定されないというのが実情であります。

確かに政府などは、そういう被害のおそれがあれば積極的に、こう言われるわけでありまして、それはそうあつてほしいわけでありまして、しかしこの法律の性格を見ますと、例えば消費者保護の措置がとられるような、例えば銀行だとか信託の銀行などは、同種の取引をしてもこの法律の適用を受けないというふうなことになるので、余り問題のない業者にはこの法律を適用しない。そうなりますと、問題のある業者に適用するというものになつてしまいます。問題ある業者ですら、すべて指定すればいいわけですから、その中で選択して指定するというものになれば、一定の被害が出てから指定するというものになつて、海外先物取引の例も申し上げましたけれども、二年たち三年たつて、被害が一定数出てきて初めて指定するというものであり、さらに海外先物取引の経験で申し上げれば、通貨であるとか株式指数という、通商産業省や農林水産省の所管外の広い意味での商品ということになります。が、これは指定が及ばずに、それをいいことに業者がまた仕事をしようというふうなことになるのが残念ながら実情であります。

そういうことから、機動的に商品指定をしていくといいますが、商品指定制というものの自体がやはり後追ひにならざるを得ないわけでありまして、考えますと、こういう業種は商品の売り買い、あるいは預かり業種ではなくて、商品を預かつて運用するという資産運用の業種なんでありまして、商品によつて指定をして法律をつくるという必要が全くない分野であろうというふうに考えたりもするわけです。

以上です。

○梶原敬義君 もう一点だけ。

本法案では、営業は自由だと、形式的に自由だが、悪質業者に対しては、場合によつては実質禁止をさせるんだと、こういうようなことになっておりますが、この点についてはいかがでしようか。

○参考人(三木俊博君) 形式的には営業できる、そして実質的に禁止するという場合に、実質的禁止を図るには、非常に強力な措置がなければならぬかと思ふんです。それは、一つはその会社の健全性、返還能力といいますが、運用能力といいますが、それを裏づける措置、さらには書面にいろいろ書いて契約に入ろうという人にわかりやすく理解をせよというものがこの法案の一つの思想でもあるかと思ふんです。

その場合にも、会社の運営実態、あるいは資産を運用する取引ですから、運用の実態などがきちつと書かれて、消費者がそれを理解をし、やや不審に思えば調査もできるというふうな状況になつて、それから悪質な行為をやつた場合に

は、徹底して追及されてできなくなる、この三つがそろってある必要があると思うんですけれども、一番後で申し上げた第三点目について言いますと、悪質な行為をやったときに、それが刑罰に処せられるわけでもなし、さらには、そういうやり方をして契約を結んだら、契約が無効になるわけでもなしということであれば、やはり業者は、行政の命令が来るまで、調査が来るまではやるということなんです。行政を補完する意味でも、被害に遭った人が、これは無効だとか、あるいは賠償を請求するというふうにして初めてそういう消費者の立ち上がりによって業者の悪質行為を抑え得ると思うんですが、それらの点が非常に不徹底なものですからなかなか禁止できないというふうに思います。

例えば、最近京都で出ておりますが、家具を顧客に売って、それを預かって、その家具を他の顧客に売るまでの間、他の顧客というのは本当にその商品が必要の人であります、その人に売るまでの間、月二、三分の金利を払うというふうな取引が出ておまして、この事件はやはりそういうふうなことをやる業者は必ず行き詰まるわけでありまして、現在京都地方裁判所で破産手続中であります。広い意味でみれば、これも家具の預託取引なんですけれども、破産管財人は、これは金銭の貸借であるというふうに決めつけておまして、預かり金を受け入れたという実質判断が法律実務家の常識かと思えます。

以上です。

○梶原敬義君 ありがとうございます。
小林参考人か国政参考人、どちらでも結構ですが、広い意味の訪問販売の範疇に入るわけですが、訪問販売というのはアメリカで非常に進んでいるやに聞いております。これまで皆さんの知識の中で、こういう豊田商事みたいなそういう問題があつたかどうか、そんなことがもしわかつておれば教えていただきたいと思えます。
○参考人(小林豊次郎君) 寡聞にして私はアメリカでは聞いておりません。

○梶原敬義君 国政参考人、やっぱりこういう豊田商事みたいなものが商法というのはこれから、今言われましたように家具の問題が出たりしますが、日本ではこれから、この法律をつくったからもう起きないというふうなこともない、これは歴史がありまして、ネズミ講が出たり、今度豊田商法が出たり、次々にこういうのがまだ出る可能性だって、なかなか悪知恵働かしてあると思うんですが、その点はいかがでしようか。もう今審議している法律をつくつたらなくなると、先の見通しをひくるめまして御意見を賜りたいと思えます。

○参考人(国政恒裕君) 豊田商事のようなのは、私は当面はすぐには出ないんじゃないかと思うんですけれども、というのは、豊田商事の場合は、まず商品が金であつたということ、これはダイヤモンドでもプラチナでも、白金でもいいんです、あるいはゴルフ会員権であつてもいいし、それは何であつてもいいですけれども、やはりお客さんの信用力という点から見れば、金というのが最高であつたと思うんですね。したがって、金がいじめられやすくて、それにかわるものはない、そういうものを指定すれば、そう簡単には出てこないんじゃないか。しかも、同じシステムでは余りないであろう。

特にこれは、これだけ被害が出たということでは、広く一般に知られて、不幸なことですがそれが教育効果になりました、大変高い代償であつたわけですから、ですから私は、すぐ同じような商法が出るとは思いません。ただし、何年かたつて忘れられたころ、衣がえて出てくる可能性というのはあるんじゃないかと、そういうふうには考えます。

○梶原敬義君 三木参考人にもう一度重ねて聞きますが、日弁連の方でこの現物まがい商法に対して、これ新法ではなくて、具体的にどういうように、幾つか皆さんの御意見も我々いたしたいと思っておりますが、どうすればいいのか、この問題について

もう一度整理をしていただきたいと思えます。
○参考人(三木俊博君) 豊田商事のような現物まがい商法といふのは、商品を買って預かって運用すると言いつつ、そういう商品がない、あるいはほとんどないという特徴を有しております。そういうものについては、出資法あるいは詐欺罪によって速やかに処断すると、これがもう最も肝要なことかと思えます。

そういう一般市民をだますようなことをやれば犯罪になるということをはつきりさせることが大事であります。次に、確かに物品を介在させておきますところから、単に金銭だけを預かつておけるように見えない面が表向きあります。このように出資法の制定当時にも議論されておりました、それがゆえに脱法行為をいかに防ぐかというのが出資法の当時の立法者の関心であり、そのような立法措置がとられております。

日弁連としては、こういう豊田商事のような現物まがい商法に対しては、出資法を使いやすくする。そのためには、物品を介在させるような形態をとつていても、預かり金行為であるという解釈を創設して調査、処分等ができるようにすること。三つ目は官庁だけが目を光らせるのではなくて、消費者の側でそういう被害事案、事例を察知したときには、大蔵省に申し出ることでございようにする、いわゆる措置請求権を創設することによって機動的な対処を図るべきだというふうな考えております。

ただ、これは非常に平たい言い方で、よい豊田、悪い豊田などと言われるんですが、そういう詐欺まがいではなく、本当に物を預かつて運用するという形態があり得るのではないかと議論があります。その具体例がなかなかなくて、私どもも日弁連のルートを通じて調べてみても、先ほど言いました京都の例とか、観音竹という、本当に詐欺まがいしか出てこないんです、ただ金融の自由化、多様化の中で、そういう預託取引的なことが国民のニーズに合ひ、必要なことである

とすれば、それは信託法あるいはその関連法規のもとでやるべきであらうというふうに考えております。

具体的には、東京大学の竹内昭夫教授が朝日新聞に述べられたことが非常に示唆的なのでありますが、この金融自由化の中で、そういう知識、経験のない被害者の資金が悪質業者者に流れないようにするためには、銀行や信託銀行などが新しい商品開発を行うこと。そのためには行政を必要範囲で緩和していくということも必要である。というふうな示唆をされております。日弁連としても、預託取引というのは資産運用取引でありますから、信託業法などを広げていくということも考えられるかと思ひまして、そういう方向で対処すべきであらうというふうに考えるわけであります。

以上です。

○梶原敬義君 最後になりますが、国政参考人にお尋ねをいたします。

参考人の、六十一年三月十三日の読売新聞の「現物まがい」の被害を防ぐには「という論説も読ましていただきましたし、今参考人からの御意見ももちよつと聞きました、その中で、「ハイリスク・ハイリターン」、リスクは大きいけれども、逆に利益も危険に対しては大きいこともあり得るんではないかと、こんな意味のことがずっと底流に流れておりますが、先ほどから私も、要するに資産運用取引で、特に物が介在をして、その物を預けてやる商売で、金、ダイヤモンドやその他以外に一体何があるのか、何をしようとしているのか、それがちよつとびんごな人なんです、何か頭に描いていることがありましたら教えていただきたいと思ひます。

○参考人(国政恒裕君) 預託商法ということでしたら、一応何でも対象にはなるわけです。ただ、それがお客に人気が出て売れるかどうかの差はあはるわけです。
ハイリスク・ハイリターンとの関係で言います

と、それは確定利息、例えば銀行の預金、郵便局の貯金、これはもうまず間違いない、そのかわり利回りが低いということで、利回りの高いのは当然のことながら危険がある。まあ一番わかりやすいのは株ではないかと思われすが、株はもうかるときにはもうかるけれども、損をするときには損をするというところで、これも一つのハイリスク・ハイリターン型の典型的な例だと思います。

それで、金の場合には、似たような商品を銀行、証券会社が持っておりまして、金貯蓄口座とか金投資口座という名前になっておりますが、これはせいぜい金利に相当する部分は年五%、最低四%台だったと思いますが、しかしないわけで、これは金の現物と先物価格の差から見ても非常にリーズナブルな、これぐらいはいくという水準で、それ以上の一〇%とか一五%というのは普通にはあり得ないというふうなことであります。したがって、確実にやっぱ高い利回りというのはまず基本的にはないんだと、うまい話というのはまあないんだということをまず基本に置いて、しかしその接点はどこか辺かということをやったり一人一人の投資家が考える必要があるんだらうと思ひます。

○梶原敬義君 もうちょっと時間がありますので。先ほどから、消費者教育のお話がたびたび出てきておりますが、訪販業者の立場で実際にやっておられる中で、日本の消費者というのは、消費者教育が本当にされていらないことはもう実感でおわかりになっておられるだらうと、こう思ひます。

小林参考人、その点について、消費者教育の問題について、売っている方の立場から逆に見て、もし何か我々に示唆をさせていただくようなことがありましたら、その点について聞かしていただきたいと思ひます。

○参考人(小林豊次郎君) 我々は、消費者教育の重要性を十分わかっておりまして、行政にもしつぱ要望しているところでございますが、何分にも大海に石を投げるような状態でございまして、

少々ぐらゐの金を使つてもほとんど効果がないという実情でございます。しかし、現実には非常に苦情が起きてまいりまして、消費者センターあるいは行政の相談窓口を通じて、ストリートに業界の方に批判という形で来るわけでございまして、今までの消費者問題に対する業界の対応というのは、比較的逃げの姿勢でございました。したがって、一つの言いわけとしましては、企業としてはそういう教育はしていないんだけれども、これはセールスマンが勝手に言つたんだと、困つたものだ、我々も被害者であるんだという言ひ方、うたひ方、逃げ場もあつたわけですが、こういううたひ方のことをやつておつてもちつとも業界はよくならないし、ますます業界の信用がなくなるといふことがこのごろわかつてまいりまして、むしろ逆に、その消費者の苦情というものを経営体質の改善に使うという言ひ方が出てきております。

そういう意味で、私は、本来この消費者問題というのは、産業側と消費者側の接点にある者がやはり共同して、お互いに協力してやらなければいけないことじゃないだらうかと考えております。その方がより効果的であり、そういうシステムが具体的にできて機能することを心から望んでおるわけでございまして、残念ながらまだそういうブリッジはできておりません。しかし、これから徐々にそういう方向にいくのじゃないだらうかと期待しているわけでございまして。

以上でございます。

○梶原敬義君 もうちょっと時間がありますから、もう一度重ねてお尋ねしますが、去年でしか割賦販売法の改正をやりまして、クーリングオフが一週間になりましたね。今度の法案でも、クーリングオフが十五日ですか、出ておりますが、クーリングオフというのを長くしまして、四日が一週間になったんです、そういう面の実際に消費者に対する周知徹底ですかね、その辺はいかが感じておられますでしょうか。

○参考人(小林豊次郎君) クーリングオフに対する

考え方というのは、随分消費者側にもわかつてきていただいているようにございまして。ただ長くなればいよいよものじやなさそう、これはやはり取引の不安定を来しますし、一応業界サイドの常識といたしましては七日ぐらゐが妥当じゃないだらうかという意見で、割賦販売法の改正のときに、そういう考え方でお通ししたいたはずでございまして、この辺の判定は、国によつて短いと長と長いところとございまして、日本は大体真ん中程度というところとございまして。効果はかなり出てきているのじやないかと思ひます。

○梶原敬義君 私は、法律は政府がよくつくりまされども、その法律が対象になります一般消費者とかあるいは国民に対しては、なかなか周知徹底されにくい点がある。つくればいいというものじやないわけでして、その点について非常にもどかしさを感じておるところです。

時間が来ましたので、これで質問を終わらせていただきます。参考人の皆さんにはありがとうございました。

○斎藤栄三郎君 三人の先生方に貴重な時間を割いていただいたてありがとうございます。厚くお礼申し上げます。私は三十分間でございまして。要点だけを質問させていただきますからよろしく願ひいたします。

今、梶原先生からも御指摘になりましたクーリングオフの期間は何日ぐらゐがいいかということ、今日日本の法律では、宅地建物の場合は五日、訪問販売、割賦販売が七日、それから不特定多数のマルチン商法の場合は十四日、海外取引十四日、こうなつてしまつてまちまちなんですけれども、この法律の場合どれぐらゐが適当とお考えになりますか、それぞれお一人ずつ結論だけおっしゃつていただけたら幸いです。

○参考人(小林豊次郎君) この法律に關しましては長い方がいいのじやないかと思ひます。

○参考人(國政恒裕君) 十四日というのはいいところじやないかと思ひます。一週間はちよつと短過ぎると思ひます。

○参考人(三木俊博君) 私は、ちよつと問題を分けて考える必要があるのじやないかと思つております。一つは、普通の消費者の場合は十四日程度でいいのじやないかと思ひますが、この種の被害者の人は非常に老人が多いんです。老人の方はなかなか家族にすぐ打ち明けられずに、どうも様子がおかしいなというところで家族の方が察知されて、それで私も弁護士のところへ相談に連れてこられるというのが多いんです。そうなりますと、老人の方の場合には、その期間を延長すると、とか、あるいはクーリングオフに限りませんが、解約して契約から離脱できる保護の手当てを厚くすると、か、そういうことが必要ではないかというふうに思ひます。

さらにもう一つの点は、クーリングオフを入れます場合に、本法でクーリングオフを行うのが預託取引になっておるのですが、その前段階で売買契約が行われることが多いわけなんです。ですから、そこまでクーリングオフが及ぶ必要があらうかというふうに考えます。

以上です。

○斎藤栄三郎君 ありがとうございます。次に、衆議院でも修正されてこちらへ回つてきていますが、解約手数料の一五%が衆議院の段階で一〇%になったのですが、この一〇%が適正かどうか、三先生方にそれぞれ御意見を承りたいと思ひます。

○参考人(小林豊次郎君) 一〇%という線で結構だらうと思ひます。

○参考人(國政恒裕君) 一〇%でいいと思ひます。

○参考人(三木俊博君) 私は反対なんです。冒頭意見を申し上げましたが、この業者が詐欺的な業者ならそのなかに解約手数料を認めてやる必要はないのですが、まともな形態があり得ると考えまして、その預かつた資産を換価するなどして運用しておるわけでありまして。そこで、銀行等の例などを考えましたときに、定期預金を解約しても普通預金の利子がつくというふうなことな

ど、こういう資産運用取引の貯蓄性の商品について考えましたときに、解約手数料は不要なのではないか。消費生活の相談にあずかっておられる地方自治体の相談員の方に聞きましても、解約手数料稼ぎのような悪質な業者が、これはもう言語道断であります。出るようでありまして、違約金なく解約できるということではないのではないかと考えます。以上です。

○斎藤栄三郎君 ありがとうございます。

指定品目として今通産省が考えておられるのは、金、ダイヤモンド、ゴルフ会員権、それから銀、白金、こういうもののようでありまして、これに、もっとこういうものを加えたらどうかというふうな御意見がありましたらお教えいただきたいと思いますが、小林さん、いかがですか。

○参考人(小林豊次郎君) 大体そんなところでいいのじゃないでしょうか。

○斎藤栄三郎君 国政さん、いかがですか。

○参考人(国政恒裕君) 私も、ちょっとほかになんがあるか、大まかなところはそんなところかなという気がいたしますけれども。

○斎藤栄三郎君 三木さん、いかがでしょうか。

○参考人(三木俊博君) 私は、この種業者はいろいろ考え出すものですから、包括的な指定がなければならぬと思いますが、私の経験で申し上げますと、先ほど申し上げました観音竹の被害、それから家具を売って、家具のセットなんでありまして、それを預かるというふうな形態が京都で出ております。さらに、これは東京のようでありまして、このような真珠のネックレスを、(写真を示す)セットで一千万円ほどのものを、やはりよくわからない老人に売りつけてまして、これを結婚式場などに貸すので高い配当金といいますが、払えるということで誘いまして、よくわからない老人から数百万円をせしめ取った、しかもそれが豊田商事の流れをくむものであるというふうな被害が現実に出ておるわけでありまして。

以上です。

○斎藤栄三郎君 三木先生に、弁護士の経験上よ

くわかりだろうと思いますが、いかがでしょうか。こういう犯罪を犯す人はなかなか後を絶たない、一回覚えた技術を、ノ・ハウを使って盛んにまたいろんなことをやり出す。どうでしょう、その点は。

○参考人(三木俊博君) まことに御指摘のとおりでありまして、人を予断と偏見で見るとは望ましくなく、控えるべきことなのでありますが、実際にこの事件をやっておりますと、モグラの穴たたきみたいなことばかりやっております。もどかしい思いをしているのが事実であります。そういうことを繰り返す人間ほど、刑事的にも詐欺であることが多いわけでありまして。

そういう意味で、警察に大いに力を発揮してもらわなければならない分野ですが、警察だけに頼るのではなくて、さらに行政の権限によつてそういうのを摘発してもらわないといけませんし、さらに、繰り返しになります。被害に遭った人が契約を取り消してその被害を回復できる、損害賠償を請求できる、そういう消費者の具体的な権利行使を法律で整備するということが被害をできるだけ防いでいく方策として大事かというふうに考えます。

以上です。

○斎藤栄三郎君 それについても、罰則がこの程度でいいんでしょうか、二年もしくは五十年、こういうことですが、三木先生お願いいたします。

○参考人(三木俊博君) まず、罰則の対象になつていて行為が範囲として十分なのかという問題と、罰則の程度がどうかという問題があります。

罰則の範囲に関しては、この法案の第五条で不当勧誘行為というのが規定されておまして、社会常識上望ましくない行為があるんですが、この範囲が非常に不明確で十分であるわけなんです。さらに、そういうふうな行為をしても何らの罰則に触れないというふうになつておまして、この種業者の常として、法律を破ることもあえてやりますけれども、ぎりぎりのところを追求するという傾向もありまして、やはり不当な行為につ

いては罰則で担保する必要があると思います。罰則の程度も、多少の罰金なら払つてもまたできるといふことがありますので、かなり重くしておくといいことが実効性確保の面から必要と考えます。

以上です。

○斎藤栄三郎君 本法における罰則は、他の法律と比較してどうですか、重いですか、軽いですか。

○参考人(三木俊博君) 急に質問いただきましたが、ちよつと私他の法律との比較する条文等を持っておりませんが、この法案について考えますに、現物まがいという詐欺的な商法業者を処罰するものとしてはやはり軽過ぎる。特に最近、経済の多様化という大きな背景もあるんでしようが、経済に名をかりた経済犯罪といいますが、がふえてきている中で、厳罰をもつて対処するといふことが重要になつてきておる時期かと考えています。

以上です。

○斎藤栄三郎君 犯罪を防止するためには、営業を許可制にせよという意見も一部には見られてい

るようですけれども、この点いかがでしょうか、小林さん。この法律の程度でよろしいか、それとも営業を許可制まで持つていくべきか。

○参考人(小林豊次郎君) 営業の許可制はよく話題に上りますけれども、実際問題として行政の負担が非常にふえるということと、それから要件を備えて許可されると、お墨つきをいただいたというふうなことで、かえつて大威張りで暴れ回れる可能性もなきにしもあらずでございますので、余り適当だとは思いません。

○斎藤栄三郎君 国政さん、いかがでしょうか。

○参考人(国政恒裕君) 私も、行政コストということから考えると、それを厳密にやろうとすれば大変なコストがかかるだろうと思ひます。この場合、そこまでやる必要があるのかどうかという点については、私もそうだとまだ言い切れない。少なくとも今の段階はこの程度でいいんではないか、そういうふうに考えます。

○斎藤栄三郎君 ありがとうございます。

三木さん、どうぞ。

○参考人(三木俊博君) 私は先ほど、よい豊田と悪い豊田という言い方をしましたが、まともな資産運用取引があるとすれば、それは許可制でなければならぬというふうに考えます。そして、豊田商事のような詐欺的商法については、これはもう許可されるどころか、絶対に禁止されなければならぬというふうに考えております。

それから、そういうまともな業者の場合に、許可制といふと、この法案が目の前にありますので、この法案の中で許可制というふうに考えがちなんでありますが、そういう資産運用取引を一つの国民の金融商品の形態として認めていくというところであれば、信託業あるいはその関連法域の中で許可していく、その許可の基準等を規制を緩和して対処していくという形で許可制があり得るかと思ひます。

そうならば、行政負担という点も、通産省に新しい部局をつくらにやいかぬということではなくて、大蔵省の信託業を監督される部局の中で対処することができるといふふうに考えますし、また、許可制という考え方そのものについても、経済の自由を束縛するのではないかとのお考えもあるんでありますが、国民の財産にかかわる重要な業種については、許可、登録などの制度が設けられて、その規律といひますか、ルール化が図られて、それが常なのではないかというふうに考えます。

以上です。

○斎藤栄三郎君 三木先生に二つ伺ひします。第一は、この豊田商事の事件を処理なさつておられて、被害者は、二度三度という経験をしていく人が多いでしょうか、それとも初めてだという人が多いでしょうか。これが第一点。

第二点は、豊田商事に顧問弁護士がつかつておられる、我々は、弁護士というものは正義の擁護者であり、もう全面的に信頼しておつたが、そういうところに弁護士が加担しておつたというこ

とで非常な驚きを感じているわけですが、その点はいかがなものでしょうか。

○参考人(三木俊博君) 第一の、豊田商事の被害者が、二度三度被害に遭っているのか、一度遭ったからその痛みでもう遭わないのかという御質問は、まさに前者でして、何度も被害に遭っている人が多いというのが残念ながら実情なんです。

それは、主婦の方もありますが、特に御老人の方に二度三度被害に遭うのがある。被害に遭うのは、一つは、被害者側はやはり判断力が十分でない、それから、抵抗する気力、体力が御高齢の方の中には十分でなくなっている方がいる。それから、好々爺という言葉がありますが、人格円満な方が多くて、人をなかなか疑いの目で見ない。そして、退職教員の方の場合、先生の教え子で何とか、そういうふうな言い寄られまうと、気持ちの緊張を開いて応対されるというふうな被害者側の事情がございます。

もう一つは、勧誘員の側の事情なんです、これは顧客名簿などが悪質な勧誘員の中で流れ出します。それを持てよその会社へ移籍して、同じように前の会社の顧客をねらう。例えば豊田商事の場合、最近大阪で豊田商事の幹部が創設したアド・インベストメント社というのが摘発されたが、これなどは豊田商事の社員が顧客名簿を持って外へ出て会社をつくって、同じようなことをやる。その際に、豊田商事はもう危ないですよ、早く解約してこちらへ切りかえないといかぬというふうな、名簿が流れているというふうなことから二度三度被害に遭いますし、先ほど紹介しましたネックスの件ですが、これも豊田商事の被害者の方がまた被害に遭ったという例なんだというであります。それだけに書面の開示とか、緩やかな行為規制ではだめだという思いが強くなるわけであります。

二点目の顧問弁護士の問題であります、非常にけしからぬ話でして、私たち——私たちが今申し上げておりますのは全国豊田商事被害者弁護団連絡会議のことです、は、本年二月に七

名の顧問弁護士、主要な役割を果たした七名の弁護士を弁護士倫理にもとらうというところで懲戒の申し立てを行いました。現在、各単位弁護士会で懲戒手続中でありまして、既に東京弁護士会では懲戒相当の意見が出て、綱紀委員会から懲戒委員会に手続が移っております。さらに、仙台弁護士会でも、二名の弁護士について懲戒相当であるという結論に基づいて、現在懲戒手続中でありまして、弁護士会としては、五弁護士会にまたがるわけでありまして、それぞれの弁護士会で弁明も聞きつつ調査を続けておつて、近日中にしるべき判断に到達するであろうという状況であります。

以上です。

○斎藤栄三郎君 また三人の先生方にお伺いしますが、ディスクロージャー制度を導入して内容を明らかにする、趣旨は私は結構だと思ひますが、そのときに使う文字が非常に細かくて、特に御老人なんかでは虫めがねをかけても読めないような文章が非常に多い。現に私、二、三取り寄せて調べてみたのですけれども、普通の目では読めませんね。そういうふうなことは、私は遺憾だと思ひるので、やるならやはり徹底的に、大きな文字で、わかりやすく、だれでもわかるようにしなければいけないと考へておりますが、そういう点はいかがでしょうか。

○参考人(小林豊次郎君) ごもつともだと思ひます。

○参考人(国政恒裕君) 全くおつしやるとおりで、この法律を見ましても、まず契約前と契約時と、こういうふうに分けてありますが、この契約前の方がこの条文そのものでは比較的簡単な条文になっていて、あとは通商産業省令で決めるというふうになっておりますが、これを具体的にいつまでに書式まで決めて、そういうふうによつていた方がいい。それがディスクロージャーのまさに一番表面的な大切な点だと思ひます。

○参考人(三木俊博君) 私は、例えば赤字で書くとか、活字を大きくしてもだめだと思ひます。それは、一つは御老人や主婦の方がなかなか詳細に

読まない。さらに、業者の勧誘員が読まないといいことも非常に多いんです。

私も海外の先物取引などの例で体験しましたが、少し知識のある方、主婦などはどうもおかしなと思つて、契約書を読んだからサインしようとして読み始めると、それはもう細かい字で書いてあつて難しいことだから読まれても余りわかりませんよということ、読まないとせかされて判を押さないといいことがありました。そういうふうなことで、書面をきちんとつてわたりやすくするということは非常に大事なことで、それはやらないといけません。この現物まがい商法の被害に遭つた人たちの老人や主婦の多くが読めない、読まない、読まれないといふことから、こういう業者、私の先ほどの言ひ方からすれば金融商品の安全性というふうに申しました。そこをきちんと確保しないと、幾ら開示してもだめだと思ひます。

例えば、もう普通のことについて考へてみましても、銀行取引約款とか、生命保険約款というのは読まないですね。読まないけれども、銀行や保険会社等に対しては行政の監督があつて、そういう契約者の安全は確保されているという信頼のもとで契約していくわけですので、そういうことが大切かと思ひます。

以上です。

○斎藤栄三郎君 業者の立場から倫理綱領をおつくりになる。大変結構なこと、ぜひそうしていただきたいのですが、問題は、業者の中にアウトサイダーがいて、倫理綱領を守るのは組合員であつて、アウトサイダーの方は平気でそれを守らないでいる場合が非常に多い。そこに犯罪が起きる可能性も非常に多いのですが、どうでしょうか、今の現行法のもとでは強制加入ということではできませんけれども、犯罪撲滅という観点から見れば、私は業を営む以上はその組合に入るのが当然だといふぐあいに考へるんですが、その点小林さんいかがでしょうか、お考えは。

○参考人(小林豊次郎君) アウトサイダーの問題

は、どこの協会も、どこの業界も非常に頭の痛い問題でございますが、現実には非常に行政から協力していただいております、直接インサイダーに対するような指導は協会としてはできませんが、行政を通じて呼びかけるということで皆さん対処しております。

最終的には、私も、アウトサイダーに対してはインサイダーにならないと損だと、だからアウトサイダーとインサイダーを見分けられるような識別をすることによりまして、消費者からアウトサイダーを排除していただくような動きをしようかと思つております。

○斎藤栄三郎君 小林さん、では、訪販業界ではアウトサイダーはどのくらいおりますか。

○参考人(小林豊次郎君) 一応会社の数からいきましたら、アウトサイダーの方が圧倒的に多いわけ、七割ぐらいがアウトサイダーでございますが、販売員の数からいきますと、インサイダーが七〇％でアウトサイダーが約三〇％ぐらいでございます。したがつて、実質的には大手の業界はほとんど入つておりますから、アウトサイダーは大体三〇％より小さいところと、そういうふうな考へております。

○斎藤栄三郎君 今のままでよろしいという御意見ですか、小林さんは。アウトサイダーに対しては何も規制できないままよろしいというお考へでしょうか。

○参考人(小林豊次郎君) それは行政の方からインサイダーになるように、問題が起きるときに指導するという立場で、インサイダーになるように勧奨していただいております。法的にはどうというわけにはいかないだらうと思ひます。

○斎藤栄三郎君 では、国政さんお願いいたします。

○参考人(国政恒裕君) ちょっとよくわかりません。

○斎藤栄三郎君 三木先生、いかがですか。

○参考人(三木俊博君) 私の個人的な考へでして、まだ日本弁護士連合会などでは審議途上なん

であります。訪問販売に対する規制のあり方にかかわる問題かと思ひます。

私は、訪問販売に対して事業規制を行う必要がある。二つ目は、業務規制を徹底する必要がある。三番目は、消費者の被害救済の措置を強化徹底する必要がある。この三つが大切かと考えます。

先ほど斎藤議員が御指摘になりました、事業を営む以上その協会の入るの当然ではないかというふうなことは、私全く御指摘のとおりというふうな思ひまして、行政による監督とあわせて、すべての業者が協会などに加入して高度な自主規範を持たれるという方向へ進む必要があるかというふうな考えます。

以上です。

○斎藤栄三郎君 この法律が、皆様方の御意見で、大体今まで拝聴したところでは二対一の御意見のようで、この法律の程度でもいいじゃないかというふうな御意見が両先生から述べられ、三木先生はもとと資産運用法という広い枠で考えろという御意見であります。

私は、金、銀、ダイヤモンド、こういうものは一応これで押さえられるんじゃないかと思ひますが、またほかの方向へ出てくるんじゃないか。そういう意味において、私はやはり低金利時代になると金利だけじゃ食えない時代なものですから、もう一分でもいい、高いところへと皆ウの目ツカの目で見ている。したがって、まだこの法律だけで全部完全に犯罪が防げるとは思つておりません。

それからもう一つ、先ほど三木先生の御指摘になった、よいものと悪いものと区別なさいましたが、今東京で大流行しているのは、建物を建ててマンションを売る、代金は取つちやつておく、その売った部屋を借りて、そして運用してあげます、年五ないし八%ぐらいの利回りにいたします、こういうことがあつて、これは大変なブームで、ちよつと小銭を運用しようと思つたこれが大流行になっています。今のところでは幸ひにまだ弊害は出ていませんけれども、今まで悪名を

とどろかせた業者が、そういうところへ出てくる。また同じような被害が出るんじゃないだろうか。

先ほど三木先生が御指摘になった観音竹問題でも、この法律では通産物資だけですけれども、農林物資とかその他の官庁にわたるものについて、これはカバーしてない。そういう点になると、どうもこの法律だけでは財産をめぐる犯罪というのは防ぎ切れないんじゃないかという考え方を持っております。この点について小林先生いかがでしょうか。

○参考人(小林豊次郎君) 私もいわゆる商品指定ではとても防ぎ切れないだらうと思ひます。したがって、もつと広範な網をかぶせて予防できた方が望ましいと思ひます。

○斎藤栄三郎君 国政さんいかがでしょうか。

○参考人(国政恒裕君) 御指摘のとおり、次から次へいろんなのが出てくるだらうと思ひます。したがって、これだけでは防止できないということになるだらうと思ひます。したがって、もし必要ならば追加指定するということ、そういう行政の機敏な動きというのがこれまでに重要になるんではないか。その点では、今まで以上の努力をしていただく必要があるだらう、こういうふうな考えます。

○斎藤栄三郎君 三木先生いかがでしょうか。

○参考人(三木俊博君) この預託取引の例で一つまたございまして、北海道の無価値な原野を売るといふ、まあ新聞記事などでは原野商法とか別荘地商法と言われておりました、やはりこれも、そういう資産の運用という観点で見直しますと、そういう側面を持った取引であり、また悪質な業者という点で言えば被害であつたわけでありまして、最近、売却して預つておいて、一定期間預つて、そしてその期間後転売して、確定した利率二〇%を土地の代金とともに返すというふうな形態が出てきております。土地を、この法律の言ひ方をすれば商品としたような預託取引、聞こえはいいん

ですが、詐欺商法なわけなんでありすけれども、そういうのが出てきております。

それで、斎藤議員がお尋ねになりました点についてなんでありますが、確かにこの資産運用の多様化ということであらわされる状況がございまして、金利の低下によつて、特に退職された方が生活を維持するに、従前と違ひましてやはり年金だけでは頼れないという状況と、さらには家族関係が核化しまして、息子や娘だけに頼れないというふうな状況が相まちまして、余計に金融資産に対する関心度というのが高まつてきており、しかし知識がないことをいいことに足元をすくつていくわけでありす。

それで、やはり資産の運用についての体系的な法体制あるいは行政の整備ということが不可欠だと思ひます。私はもう一点強調したいのは、比喩を出して恐縮なんです、例えばベストやコラが外国で蔓延しても、日本への検疫体制が徹底しておつて上陸しなければ、日本では被害が広がらないわけでありす。それと同様に考えまして、この種の詐欺商法は訪問販売の形態をもつてやつてまいります。訪問販売には訪問販売法の適用を受けている、あるいはその範囲に所屬する訪問販売と、その外にあつたこの現物まがい商法など、まあ原野商法もそうでありすが、私はまとめて利殖商法と呼んでおりますが、そういう分野であります。やはり訪問販売法を抜本的に改正して、悪い製品、商品取引が一般市民の家の中へ上陸してこないようにする、それが大切であつて、訪問販売法の抜本的改正が不可避かと考えます。

以上でございます。

○斎藤栄三郎君 三木先生に大変いろいろと教えていただいたありがとうございます。私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございます。

○田代富士男君 最初に、日弁連の三木参考人にお尋ねをいたします。私も参考人と同じように大阪でございます。本日、お忙しいところ本当にありがとうございます。

三木先生が日ごろ消費者の力強い味方といたしまして、複雑な消費者トラブルの解決のため努力されていることを地元でもよく聞いて、敬意を表している次第でございます。

そこで、ただいま参考人としておいでいただきまして、この商品預託取引法案の問題に対して貴重な御意見を賜つておりますけれども、この法案は、御承知のとおり、契約の前にその内容を開示することを規定しているわけでございまして、これで被害発生の防止に十分寄与することができるとか。これに対して三木参考人は、ただいま最初お話しいただいたときに、本法案では現物まがい商法とその被害の再発防止はできないと断言せざるを得ないという、こういう御発言でございました。それで、不十分とするならばどのような点であるのか、そういうお考えであるかということが第一でございます。

第二点は、本法案は、規制方法としては商品の政令指定制をとつておりますけれども、将来問題を生じるとするならば、どのようなものが想定されるのか。また一方、許可制という方法も考えられますけれども、今もいろいろ議論が出ていたところでございますが、行政に過大な負担をかける、また悪徳業者に逆に悪つきを与えることになりはしないかなどが心配される、そういう御議論も出ておりましたけれども、三木参考人としてこの点についてどのようにお考えであるのか。

第三点は、本法案では、業者が預託を受けたものをそのまま保持すること、いわゆる要物性については排除してないようございまして、もし問題が起きるとすればどのようなことが考えられるのか。

この三点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(三木俊博君) 第一に御質問いただきました開示の内容に関することですが、まず、この法案は言うなれば開示主義といひますが、デイスクロージャーの法思想を押し出している法律かと思ひます。そのこと自体は契約関係をルール化する

ることで必要なことでありますが、現物まがい商法の被害に着目したときに、ディスクロージャーを中心とする規制だけでは被害が防げないということでもあります。

先ほど申し上げましたが、本当におじいさん、おばあさんが多くて、私のところへ来られても、一つは契約書自体が朗読できない、あるいは目が不自由で見えない、難しい漢字が読めないというふうなことがもう多々ございます。そういうことがありまして、例えば私が事件処理に当たるときに委任状をもらいますにも、その文字が読めないということがありますので、かみ砕いてこういうこと、業者はだれだれで、そこから奪い取られたものを取り返すための委任状をいただくんですよというふうな話をしまして、委任状をいただくというふうなことでありますので、開示をするということは大事ですが、この現物まがい商法の規制の基本にそれが据えられるのは間違っているということでもあります。

開示の内容も問題でありまして、この預託取引というのが物品の預かりと返還だけであれば、この法案に書いてあります開示内容で足りるかとは思いますが、契約の重要な要素が物を預かって返す、それに利息を一定の金額を払うということだけであります。しかしこれが大事なことでありまして、この種の取引は、お金あるいは商品を預けてそれを運用してもらって返還してもらうというのでありまして、ですから、物品を預かることにこの種の本質があるのではなくて、それを運用して利益を生み出すということが本質があるわけでありまして、いろいろな要素があります。それがゆえに有利な利殖方法として誘引があり、顧客がそれに応ずるわけでありまして、ですから、開示をするときにも、どのように運用するか、その運用される確実性、安全性の保障はどうなっているのか、この点をしっかりとしないといふ、この商法の本質をついた規制にならないといふふうに考えます。

二点目、政令指定制と許可制に触れたので

ありますが、こういう資産を運用して利益を出す、資産運用取引という言葉であらわされる法律的行为でありますので、物資の流通を円滑にするという観点から物を見るべきではなくて、そういう利を図る、もう少し広い意味では、いわゆる投資的行為という本質をとらえますならば、物資を政令指定するというのは本質から外れることであつて、それゆえに指定されない商品への逃避、回避を許すことになるわけです。

何が考えられるかという御質問をいただきましたが、私も先ほど来申し上げておりますように、日本弁護士連合会のルートを通じて幾つかの例を集めまして、その中に観音竹があり家具があり、そして土地があつたわけです。先ほど斎藤議員から御指摘のリースマンションも同じような形が考えられまして、また紹介しましたネットクスも考えられます。そのほかあらゆる動産類、そしてそれが一定の価値を持つていてというふうな国民の認識があるようなものであれば、あらゆるものが取り上げられると私は思います。ですから、政令指定では足りないということでもあります。

許可制の点についてであります。行政改革を進めたいといふかぬ中で、許可制というのは行政コストを大きくするというところからの批判があるわけですが、こういう主婦や老人の生活資産を守るといふことについては、やはり国がきちっと面倒を見ないといふかぬと思います。御老人の中で、何といひましようが、御老人であるがゆえに国といふものに対する期待が我々若い者以上に大きい、保護してくれるもの、きちっと管理してくれるものといふふうに思つておる期待にこたえる必要があると思ひますので、先ほど申し上げましたように、この預託取引で通産省に許可を担当する部局を置くのではなくて、信託業の領域で発想を進めていきたいと思います。それと負担にならないと思ひますし、さらに許可する要件を、一定の資産があるとか、そういう返還能力を裏づける要件を定めて客観的に判定し得るようになれば、そう大きな負担にもならないといふふうに考えます。

三番目の、現物の裏づけの存否の問題であります。この法律の非常に問題なところ、核心に当たるところであります。物の裏づけがなくともやれるところとあります。物の裏づけが要らないところとあります。物の裏づけが要らないとは思ひますが、法律の規定からすれば、物の裏づけは要らないことになりません。受け入れるときに金地金などを売つたようにしてまた預かつて、そして金銭を受け入れて預かり証券を渡す、現物を預かつているかのような証券を渡すことができますし、またこれ売却のときには十分な規定がないわけでありまして、返還のときには十分には、その物を返さなくとも、その物と同等の金銭で返してもいいということが容認されております。

そういうことが重なりますと、結局物の裏づけがないのに預かり証だけ発行しておいて、返してくれといったときには資金の手当てをしてきて、お金だけ返すといふふうなことが可能なのでありまして、それを法律的に言えば、出資法違反行為を誘発していくことになるがります。

出資法といふのは、もう言うまでもなく、保全経済会の問題が起きたときに制定された法律であります。当時もやはり対象事業が経済事案であるがゆえに、さまざまな脱法形態、変化形態が考えられるところ、その脱法を許さないようにしようといふことで出資法の規定ができていたわけですが、この法律で裏づけがなくなるといふことになれば、出資法違反を容認していつて、出資法が適用されにくくなる、そういう危惧を持つております。

以上です。

○田代富士男君 ありがとうございます。

次に、読売新聞の国政参考人にお尋ねをいたします。参考人には、極めてお忙しい中をおいでいただきましてありがとうございます。また、ただいまは示唆に富んだ御意見を拝聴いたしました。最近、国民の間に利殖に対する関心が強く、

このような背景の中で悪徳商法による消費者トラブルが多発しているわけでありまして、我が国ではいまだ資産形成取引の歴史も浅いわけございまして、投資による損失を自己責任のみで帰するものも無理があるのではないかと思ひます。こういう点で大事なことは、消費者教育あるいは啓蒙の重要性ということではないかと思ひますが、この点についてどのように国政参考人はお考えであるのか。

ただいま小林参考人が、この消費者教育に對しまして行政に要望しているところであるけれども、大海に石を投げる状態である、少々の金を使つても効果はない状態である、また業者の対応も逃げの姿勢であつた、業者としてもそういうことはセールスマンに教育してない、セールスマンだけがやつたのであると逃げの姿勢であつた、これは業界の信用もなくなつてくる、こういう反省から、この業界側と消費者側との接点にあるものがお互いに協力してやらずにやらない、こころあたりが効果のあることであるけれども、まだブリッジができてない状態であるという意味の御発言等がございましたけれども、どのようにお考えであるのか。

特に私は、今も議論が出ておりますけれども、被害者に高齢者が多数含まれてることから、高齢者に対する消費者啓蒙についてどのようにお考えであるかお聞かせいただきたいのが第一点。

第二点は、この種の商法というのは、法の網の目をくぐつて新商品の商法、商法が次から次に出てきて、行政の対応がおくれがちになりまして、被害を拡大してしまつておられることもありまして、けれども、この点新法で十分対応できるとお考えであるのかどうか。

この二点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(国政恒裕君) 消費者教育の具体策というのには、御指摘のとおり重要でありながら、非常に難しい問題だと思ひます。特に高齢者への教育をどうしたいかというのには、高齢者に対して

まず基本的に経済の知識を持っていた方がいいんですが、聞かないんだ、それが現実だということのようなんです、そうなるにつれて、いかなる方法も意味がないということになるんですが、現在非常にいわゆる利殖に関する雑誌、新聞あるいはテレビなどの番組がふえておりますので、基本的にはまずこうしたことを見ていただくことが必要だろうと思います。

しかし、先ほど言いましたようにそれを読まないんだと、聞かないんだと、それが現実なんだから何とかしろと言われると、かなりこれお手上げなんですけれども、まあそれこそ敬老会とかいろいろな組織もありますので、あるいは各地に消費者センターがあります。そういったようなところを通じて、やはりうまい話はまず考えろと、うまい話はまずだれかに相談しなさいと、肉親に相談する人がいなければ、消費者センターとか役所の窓口へ来てくださいますと、これを徹底的に通知していただくことがまず必要かなという気がするんです。幾らやっても、とにかく聞いてもらわなければ、読んでもいただかなければしょうがないわけですし、ですから、特に高齢者に対する教育と言われると本当に困るんですけれども。

先ほど言いましたように、高齢者というのは若いころに利殖になれておりませんので、本当にもう決まり切った銀行預金か郵貯しかなかったわけですから、今の時代になかなか合わないかもしれないですね。ですから、若いうちからやはりそういったような教育をする必要があるんじゃないか。日本では昔から金是不浄なものというふうな意識がありまして、金もうけの話などというふうな觀念がありません。したがって、学校教育でもそういったような教育をしておりませんので、その考えをまず改めて、何も投資の方法まで教える必要はありませんけれども、もうちょっと金利とか利殖だとか、世の中の金の動き方というふうなところは教えるべきであらうと、こういうふうに思っています。

それから、業界の努力というのにも次に必要であらうと思います。しかし、これは悪いことをする意思のある業者にとつてはそういうことはしないわけで、むしろいかにごまかすかというだましのテクニックを使うわけですから、ごまかす業者に努力を要求するのはこれは無理で、ですから、ごまかさない業者の方に業界全体として何とかやろうという、業界ぐるみのシステムをつくっていただく以外はないと、こういうふうに考えます。

それから役所の対応については、一つは、役所というのが消費者行政のためにあるんだという感じをもう少し強く出していただきたい。大体どの役所もそうですが、まず業界行政が先にありまして、消費者行政というのはどうしても後回しになる傾向が少なくともこれまでであったのではないかと、そういう感じがいたします。したがって、役所の行政の中で、業界と同時に消費者保護というのも大変な大きな分野なのであつて、これは両方相まって初めて行政として完結するんだという感じ、考え方をまず持つていただきたいと、そういうふうに思います。

そして、先ほどもちよつと触れましたけれども、何か問題が起きたときに、できるだけ消費者をそれに触れさせない、できるだけそこから避けるという情報を出していただくことが、被害を防ぐ意味で非常に重要なことではないか。被害が起きてから、そうした相手が破産してから残っているものを取り上げようというのは、実はこれはかなり難しい話でして、いわば企業が破産したときに、破産の後債権者が債権を取り戻すのが難しいと同じように、起きてから債権を取り戻すのではなくて、起こさないようにする、それに近づくかと思ひます。したがって、そういう意味の情報提供役所として考えていただきたい、そういうふうに考えます。どうも不十分ですが、

○田代富士男君 時間の関係もございますから、次に、日本訪問販売協会の小林参考人にお尋ねをいたします。

業界の代表として、貴重な御意見を聞かしていただきましてありがとうございます。本法案とは直接関連のない業界かもしれませんが、消費者保護という観点からお伺いをいたします。

訪問販売では、御承知のとおり、販売員が商品を売らなれたために、今さっきもたびたび出ておりましたとおり、誤解を招くような説明をする、何といひますか、過量販売をするなど販売員の資質にかかわるトラブルが多いようでありまして、けれども、業界あるいは販売員の資質の向上についてどのようにお考えであるのか。今さっきも逃げの姿勢というふうなあれもありましたけれども、この点についてどうお考えになるのか。

第二番目には、悪質な業者はアウトサイダーに多いと言われておりますけれども、今さっき同僚の委員の質問におきまして、会社の数でアウトサイダーが七割、販売員の数では三割程度であるから少ないというふうなお話でございましたけれども、私は多いのではないかと。これはお互いの理解の違いでありますけれども、そのように思っておりますが、そのような業者の駆逐が業界全体のイメージ向上には重要ではないかと思ふんですが、協会として自主規制への取り組みをいかにお考えであるのか。ただいまは行政サイドにお願いをして指導をして今進めているというふうなお話もございました。しかし三木参考人からは、事業する以上は協会に入るのが当然であるというふうな強い姿勢でやるべきであるという参考人の御発言等もありましたけれども、この点についていかにお考えであるのか。

第三点は、消費者トラブルに対し、協会としても消費者にわかりやすい窓口を設け、積極的に取り組んでどうかと思ひますけれども、いかにお考えであるのか。

この三点に対してお願いをしたいと思ひます。

○参考人(小林豊次郎君) 協会の基本的な姿勢は、先ほど申しましたように、セールのスマンの倫理綱領から登録制度というものが柱になっており

ますが、これを実際に効果あらしめるために、ステッカーを消費者の家庭に張つていただく運動を今やろうとしております。これは教育登録証をお持ちですとかいうことをセールスマンに聞いていただくためのステッカーでございまして、訪問販売のこれは原点でございます。今までは登録証を見せてくださいますと、消費者の方も要求しなかつたし、セールスの方も積極的に見せることはなかつた。したがって、登録制度そのものの効果が非常に薄かつたわけでございまして、これではいかぬというところで、この徹底的な普及ということを中心とした事業の大きな柱にしております。

これによりまして、トラブルが発生したときには、まずそのセールスの方が登録者であるかどうかということがはつきりわかりまして、登録者である場合には、その登録証を二回以上の場合には取り上げる、登録の取り消しということと、個人に対してはそういう処置をとると同時に、それを繰り返す企業に対してはその企業のセールスマン全体の登録証の回収を図りまして、再教育をしてまいります。これはやはり何といつても消費者センター、消費者窓口等で御協力をいただかないと実行できませんので、この点につきましては通産省を通じていろいろお願いいたしまして、我々としても地方の消費者センターあるいは相談窓口にも出かけてまして御協力をお願いしているわけでございます。

この場合に、たまたまアウトサイダーの方々の事故であつた場合には、これは当然その属する業界団体に対して、おたくの会員さんの会社が、これは我々のインサイダーではないけれども、そちらの団体の方の会員でございまして、処置をしていただくように申し入れます。そして、基本的にはお行儀をよくした上で、訪問販売協会の方に加入して登録制度に協力するようにというふうにお願ひするようにしております。

総合的にお話し申し上げましたが、基本的には消費者問題というのは、私はやはり発生したら直

ちにそれを業界が受けとめまして、そしてこじら

せないで速やかに解決するということが一番基本
姿勢だろうと思います。解決ということになると、
今までは無条件解約とか、あるいは解約によ
つてせつかくとってきた、成約した取引がだめ
になるわけでごいいますから、当然セールの方
の受け取った歩合金もキックバックですね、これ
もまた取り消しになるということで、消費者には
ことに申しわけなかつたんですけれども、現場
の話を聞いておきますと、セールの方はあくまで
自分合法的にやつたということと主張するわ
けで、セールの話と消費者側の話と全く食い違
つておまして、実はこういうことを言つた、あ
あいうことを言つた、これを約束した、サインも
自分がサインして無理やり押さされたとい
うような正反對の話が出てまいります。これを
できるだけニュートラルに是非で解決していく機
構上の整備が必要であるということは、協会ス
タートのと時から既にわかつておまして、苦情
処理機構というものは組織としてはつくつてござ
います、十分に機能しなかつた面もございま
すが、これからはその部分は積極的に機能させな
がら、先ほど申し上げたように消費者機関と協力
しながら業界の健全化に進んでいきたい、こうい
ふふうに考えております。

○市川正一君 私、日本共産党の市川でございま
す。私の持ち時間は参考人の皆さん方とのやりと
りを含めて合計二十分なので、ひとつよろしくお
願いいたします。

最初に、小林参考人にお伺いいたすのですが、
先般訪問販売に関する東京国際シンポジウムとい
うのが行われました。新聞記事によりますと、年
間売上高は約二兆円、先ほど一兆九千八百億円と
おっしゃいましたが、世界一でありながら、消費
者保護の面では有効な手を打っていない日本の業
界の立ちおくれが浮き彫りにされた形だと、こう
報道されております。また当日、学者や消費者代
表からの厳しい批判も見られたようでありま
す、率直に言つて業界の責任は重大な社会問題に

なつておると、こう思います。

そこでお聞きしたいのですが、そういう社会的
責任を果たそうとなすつておる業界にとつて、こ
の法案が成立しますと、訪問販売でこの種の商
売、言うならば預託方式によるいわゆる豊田商法
というものが合法化、公認化されることに相なるの
ですが、それは結果的に訪問販売業界全体のイメ
ージダウンにつながるおそれはないのだろうか。
言いかえれば、もし本当に健全な訪問販売業界の
発展を望まれるならば、この法案はまことに迷惑
だと言わざるを得ぬと思うのですが、どういふ
うに受け取つていらっしゃるのですか。

○参考人(小林豊次郎君) 御指摘のとおり、豊田
商事事件は業界にとつては非常に迷惑だと考えて
おります。

なぜ迷惑かと申しますと、これが同じ訪問販売
の土壌で議論されるとまことに迷惑であるとい
うことでございしますが、訪問販売法の中にこれを取
り込まれないで、別途立法されれば、はっきりと
外で法制化されることになるので、これを厳しく
立法されることについては原則的には賛成でござ
います。

○市川正一君 私、非常にパラドクスのな言
方をしたんですが、この法案によると結局豊田商
法も取り込まれることになってくるんです。で
すから、私も研究しますから、業界の方も、小林
参考人の方もぜひもう一歩突っ込んで研究をして
いただくことをお願いしたいと思います。

国政参考人にお伺いいたしますが、参考人はこ
の法案の土台になつた産權審答申の小委員会のメ
ンバーの一員でいらつしやいます。ある意味では
この法案の作成者の発想といひますか、立場とい
うものを反映する御意見としても、私先ほど来の
御発言を興味深く拝聴いたしました。また、先ほ
ど梶原委員も触れましたけれども、参考人が論説
委員をやつていらつしやる読売新聞の三月十三日
付の社説「現物まがい」の被害を防ぐには、「こ
こに持つてまいりましたが、その内容や表現に至
るまで、当然のことではありますが、同一の御見解

として、この点も興味深く拝聴いたしました。

そこで、結論的に伺いたいのですが、今度
この法案で、この種豊田式の悪徳商法というも
のが根絶できると考えていらっしゃるのかどう
か、その認識と判断を伺いたしたいと思います。と
いうのは、産權審の小委員の一員としても、また
マスコミ界の一員としても、責任ある立場にいら
つしやる参考人の率直な見解をこの機会に承りた
いからであります。

○参考人(国政恒裕君) 私、確かに御指摘のよう
に小委員会の委員をしておりましたが、きよう申
し上げておるのは私個人の意見でございします。そ
れから読売新聞の社説については、これは論説委
員会で議論してみんなで決めることになつており
ます。その点ちよつと一言。

それから、これによつて被害が全くなくなるか
という御質問でございしますが、これは全くならな
いだろうと思ひます。法律というのはそういうも
のだと思ひますね。たとえこれ全部禁止しても、
こういうのはだめなことですよ、いわゆる禁止
してもそれを破る人は出てくるわけですね。その
かわりその破つた人は罰せられる、あるいはそう
できないようになつたがをせられると。だけ
ど、それを乗り越える悪い人が出てくれば、当然
それは起こり得るわけで、そういう意味では根絶
というのは不可能だと思ひますね。しかし、ない
よりはこちらの方が前進であろう。これだけさん
さん騒がれましたし、したがつてかなりの教育効
果も行き渡つてゐるのではないかと。それも含めて
考えてみれば、前よりはかなり前進してゐるの
ではないか。

それからもう一つ、出資法と信託法について、
これも、もう動員していただければいいかとい
う御意見は確かに私一理あると思ひます。した
がつて、これだけがすべてと私は別に考えており
ませんけれども、しかしこれでもないよりはまあ
いいであらう。それから、信託法と出資法につ
いては、これは大蔵省の方で、大蔵省がやるとい
えば本来できるのではないかと考えます。したが

つて、そういうことになれば、それはそれで意味
があると思ひます。

○市川正一君 きようは討論の場でございます
ので、御意見を率直に、私も大いに参考に聞か
せていただくといいことなんです、私の判断で
は、ないよりある方がましというよりも、あるこ
とによつてゐるような問題が逆に出てくる、ちよ
うどサラ金規制法みたいな側面を持つてゐるとい
うことを私は思ひます。

それで、今参考人のおっしゃいました出資法や
訪問販売法の改正の問題でございしますね、これ確
かに三月十三日付の社説の結びに、これは何も参
考人がお書きになつたとは思ひませんが、論説委
員をなさつていらつしやるわけですから、大きな
影響というか、インシアチブ、かわり合いを持
つてゐると思ひますが、「この種の商法の規制
は現行の出資法や訪問販売法の改正でできる、と
いうふうな結びれておられますが、今お話しにな
つてゐる点をもう少し突っ込んで御教示いただけ
ませんでしょうか。

○参考人(国政恒裕君) 出資法の場合は、現金が
中心になつておりますね。ですから、これをもし
金を預けるものの形を変えたものであつて、本質
的にお金を預けて利子をもらうんだ、あるいは運
用益をもらうんだということだけに限つてみれ
ば、あるいはそういうこともあり得るのかなと、
こういうふうな考えです。

○市川正一君 それでは残念ですが、時間がござ
いませんで進めさせていただきます。

三木参考人にお伺いいたしますけれども、今回
の豊田商事の被害の特徴ですね、それから被害者
の方々の深刻な現状について、実は私、豊田の一
一〇番というのをこの委員会が提案しまして、通
産省もそれを採用したんですけれども、多くの実
態に直接触れていらつしやる三木参考人から、こ
の機会に被害者にかつてというふうなことも含
めて、できるだけリアルに状況を聞かせていただ
きたいというのが一つです。

それから、そのことと関連して、先ほど国政参
考人は、豊田商事と現物まがい商法とは違ふん
だ、区別して考える必要がある、こうおっしゃっ
たし、三木参考人もよい豊田と悪い豊田というふ
うに比喩的におっしゃいましたけれども、そうい
うことが今度の豊田事件の経過から見て、現実
に実際のあり得るのかどうかという点について
も、見聞された状況に即してお伺いしたいとい
ふふうに思います。

○参考人(三木俊博君) まず最初の被害の実情な
んですが、豊田商事の場合は裁判所の破産手続が
進んでおりますので、そこにあられた被害者の
数は二万七、八千人、被害金額が現在のところ一
千百十五億円として届けられておりますが、これ
は当然この種の事件として暗数もありますので、
私は経験的なものも含めまして被害者数三、四
万、被害金額一千五百億円というふうに推計を
しております。これは豊田商事だけでありまして、
東京では三和信託、関西方面では大泉商事、それ
以外に名古屋でも九州でも同種の現物まがい商
法の被害者が多数出ております。

それで、被害者の実情なんですが、御老人が多
いのと、それからもともと病気があったのに加え
て、さらに精神的ショックから寝込んでしまった
という方もおります。それから、これが深刻なん
であります。家庭の生活資金を奪われた。そし
て、主婦が被害にあつた場合なんですが、奥さん
は知識がない、強引なのに負けて家庭のためによ
かれと思つてやりました。ところが、ふたをあけ
るとこういう詐欺会社は、被害にひつかつたわ
けです。そのことから、生活資金が奪われるとい
うことで、家庭に亀裂が入りまして、家庭が暗く
なる、言えない、けんかになる、そういうふうな
精神的な被害まで出ております。その行き着いた
のが、非常に御不幸なことに自殺されるという方
でありまして、自殺されてない方でも、私も実際
に線路をさまよつたというふうな人も見聞きた
しました。それほど深刻であります。

二点目のことでありますが、豊田商事のような

詐欺商法は根絶しないというふうに関係者はすべ
て思うわけですが、この法案は、そういう
根絶しなければならぬ豊田商事に想像されるこ
ころの預託取引、それを含ませて一緒に規制しよ
うとするのですから、具体例はないわけですが
けれども、想像される預託取引、正常であると予想
される預託取引に対する規制ということのために
足を引っ張られまして、豊田商事を抑えつけられ
ないということになっております。

私たちが第一線の実務家として危惧いたします
のは、出資法の範囲が狭められないか。法律上は
別という形式はありますけれども、これはまた実
務家の第一線における感覚として、出資法違反の
行為も一応外形上は預託取引をとりまします。そう
すると、預託取引のこの法律で規律されるというこ
とから、警察によつて出資法が適用されるという
ことが非常に難しくなるといふ危険がありまして
心配しております。

○市川正一君 先ほど三木参考人の基本的な見解
を伺いましたし、また文書も拝見いたしました。

これによりまして、法案はかつて現物まがい商
法を法的に認知するものであり、そして結論的に
は、一番最後のところで、「本法案では現物まがい
商法とその被害の再発を防止できないと断言せざる
を得ない」というふうな結んでいらつしやるの
であります。私の立場からすれば、まことに傾
聴に値する見解として伺いました。

そこでお聞きしたいのは、ではどうするかとい
う問題なんですが、日弁連が二月にお出しになつ
た意見書によりまして、その要旨であります。第
一は出資法の積極的適用ということがうたわ
れ、第二は訪問販売法の抜本的改正ということが
提起されております。そこでその点をもう少し解
明していただきたい。今も出資法との関係によつ
てお触れになりましたけれども、それとこの法案
との関係などについても、その際に触れていただ
ければ幸いです。

それから、もう時間が参りましたので、最後に、

実は私も日本共産党として五月二日に、「悪徳
商法の被害をなくすために」という政策大綱を
表いたしました。これは日弁連にもお届けいたし
ましたので、もしお読みになつていただければ
ならば、大綱は四つございまして、一つは「現物
まがい」商法の禁止、二つは訪問販売法による業
者規制の強化、三つは私設市場の禁止、四つは海
外先物の市場・商品の指定制の廃止などでありま
すが、どうすべきかということに関連して、もし
御感想などあれば御所見を伺つて、深刻なこの被
害者の救済のために、その生活と文字どおり命を
守るために一層御奮闘を希望して、もう時間が参
りましたので、私の質問は結ばせていただきます
と思います。

○参考人(三木俊博君) 日本弁護士連合会では、
御指摘のとおり、豊田商事のような詐欺的現物ま
がい商法に対しては、出資法を適用し、さらには
詐欺罪で取り締まるべきだといふふうに申し上げ
ております。

それは、出資法の制定当時の議論を振り返つて
みれば、まさにこのような事態が予測されていた
といふことがわかるわけでありまして、出資法の制
定当時に、いろいろ脱法行為があるのではないかと
いふふうな議論がなされました。その当時は、ま
だ金地金の流通等が自由化されておりました。し
たから、直接に金地金を取り上げて議論はされて
おりませんが、例えば金銭の受け入れが実態なの
に、収入印紙にかえて受け入れるとか、あるいは
返還するときにお金でそのまま返しては出資法違
反がはつきりするから、一たんは物品で返して、
それをまた買い取る、そのことによつて結局金銭
を返す、何かパチンコ屋のような話でありますけ
れども、そういうふうなことも議論されておしま
した。

これは一端でありまして、そういう商品に仮託
して金銭を集めて、それを高利を支払うといつて
金銭を集める、そういう業態といひますか、業者
が多数出てくることを当時の国会議員の方々、政
府関係者はお考えになつておつて、そして脱法行

為の禁止ということを、これはやや珍しい法規定
であります。出資法に置かれました。

こういう精神にかんがみれば、この豊田商
事金地金あるいはその他会員権に仮託して金銭
だけを集めたといふことは、もう実態がはつきり
しておりますから、出資法による取り締まり、あ
るいは詐欺罪による取り締まりを徹底していただ
きたい。悪いことをやつたら処罰されるというこ
とを被害者、特に老人の方は願つております。そ
れがまず再発を防止する原点であるといふふう
に考えます。

しかし、出資法も完璧ではございませんでした
ので、日本弁護士連合会が申し上げております
のは、出資法の運用をしやすくしように法規制を改善
する必要もあるといふことを考えておりました。
一つは、そういうものを媒介としたときの解釈例
規を置くこと。二つ目は、大蔵省による行政権限
を創設すること。この点に關しましては、この出
資法が成立したときと同じく議論がありました
が、行政権限が創設されずに、しかしながら大蔵
省設置法において、この出資法の施行状況につ
いては十分監視していくということが定められてお
るわけでありまして、この際一歩進んで行政権
限の創設が必要かと思ひます。第三に消費者、被
害者からの措置請求権を認めることによつてその
活用を図っていく、ちよつと平たい言い方になる
んですが、民間活力を大いに導入するといふふう
に私など申しておるんですが、被害者や消費者か
らの訴えを聞いて行政が動いていく、そういう消
費者、被害者の民間の活力を行政に反映していく
法制度をつくる必要があるといふふうに考えてお
ります。

さらに、この現物まがい商法は、ほとんどすべ
てが訪問販売の形態であります。訪問販売法の改
正が不可避かと思ひます。

さらに、先ほど日本共産党・革新共同から発表
されました「悪徳商法の被害をなくすために」と
いうのを読ませていただきました。私は、先ほど
来申し上げておりますように、先物取引の被害の

○参考人(小林豊次郎君) 現在、末端の流通形態は非常に多様化したしておりまして、また私どもでも、今どういう新しいやり方が行われているかという実態を把握しておらない状態でございますが、とにかくあつと驚くような売り方、システムを頭のいい人は考えながらやっておるわけです。うまく成功すると企業の発展につながりますが、なかなか際どい、詐欺まがいの手法を取り入れる可能性は非常に多いんじゃないかと考えております。なくならないだろうと思いますね。

しになりますけれども、例えばそういう商法が年々といえますか、陰湿化しているというか、悪質化しているというか、巧妙化しているというか、例えば法だとか取り締まりの規制が厳しくなると、その裏をかくようにどんどん、例えばばい菌の場合、その抗生物質ができるとその耐性

も、世界で文明国の方がこういう詐欺まがいのものがほとんどふえていくんじゃないか。

それで、例えば教育程度が低いとか、余り知恵がないとか、頭が悪いというのは、詐欺なんでものなかなかできない。もつと直接的な暴力犯で財を奪おうとするわけですね。したがって、私の

ど踏まえての感想でまことに恐縮なんですけれども、アメリカの場合は、割と法制といいますが、法律によって規制するというのが素早く行われます。そしてまた、証券取引委員会であるとか、先物取引委員会であるとか、そういう独立行政委員会をつくりまして迅速に対処するというのが

ありまして、被害はかなり出るんですけれども、その対処が徹底しているというよさがありまして、それは学ぶ必要があるんじゃないかと思ひます。ヨーロッパを見ますと、余りこういう利殖詐欺的なことはいないと言われるんですが、定かではございませぬ。

ただ、私の経験で感じますのは、人々の間に於ける個人主義の確立というふうなことで大いに關係があるんじゃないかと思ひまして、日本の場合は、訪問販売でいろいろ電話がかかってきたり訪ねてきたりすると非常に断りにくい。その点、ヨーロッパなどは個人主義が確立しておりますので、イエス・ノーをはっきり言つて断るということになつておる。そういうことが日本で訪問販売、特にこういう利殖商法による被害を諸外国に比べて深刻化している理由ではないかなというふうに思ひます。

そういう国民の現状からしましても、こういう悪質な商法については、出資法によつてきつと禁止をする、ニーズのある新しい金融商品については信託業法なり銀行法なりの領域で大いに基準を緩和し、開発していただくということが必要でないかと考えます。

以上です。

○木本平八郎君 それで、引き続き伺ひたいんですが、外国の場合、私の聞いたところでは、アメリカなんかは、法律というのは割合に簡単にしておいて、その運用上というか、行政で非常に敏感にビッドにばつと動いて、さつと手を打つというふうな対応をしているというふうに私は聞いています。日本も今後さらに、低金利だとか不況の問題がありまして、こういう詐欺商法がどんどんふえていくであろうというところはもう予測されるんで、今いろいろこういう対策を考えているわけですから、その対応の仕方として、外国の場合はむしろ法律の内容は簡単にして、こうやということは、私はこれゴキブリ法案だと思う

んですがね。ゴキブリを追つかけても追つかけても、どんどんどんどん次から来て、もう到底追つかけて切れないという感じはするわけですね。そうすると、やはり運用の方に重点を置いておいた方がむしろいいんじゃないかという気もするんですが、けれどもね。三人の方々の御意見を、それではまた三木さんから順番にちよつと、外国ではどういうふうなやつていて、その運用の方に力を入れた方がいいかどうか、そういう点から所見をお伺ひしたいわけですが。

○参考人(三木俊博君) 外国といひましても、私も余り十分勉強しておりませんでして、私の経験は、日本弁護士連合会が派遣しました米国での先物取引の事情調査の調査団に所属して、米国の政府及び各商品取引所あるいは被害救済に關する弁護士事務所を訪ねたこと、及び最近訪問販売法の改正に關心を持っておりまして、経済企画庁がおまとめになつたと思ひますが、無店舗販売に関する諸外国の法制等を勉強した程度でございまして、けれども、アメリカでも包括的にございまして、あとは運用というところに、必ずしもそうきつとなつておるんじゃないかと、私たち日本の法律を扱つておる者から考えますと、米国の法律は、割と事細かに違法な行為を決めておるというふうに感じます。そこで、アメリカの場合は、もしそれでうまくいかなければすぐ法律を変えて、対処が早い、被害が少し出たらすぐ対処する。日本の場合は、まことに残念なんですけれども、かなり被害が蓄積して、破綻して、ようやく考え出すということになつておる、そういう違いが感じられます。

あと、訪問販売でも、諸外国、まあ各国の法律文化がございまして、一概に決められません。訪問販売による被害が、資本主義経済体制の国では割と目立つようになつてきておりますので、どの国もかなり詳細な法律を決めて、クーリングオフを初めとする消費者の取り消し権を強化するという方向で進んでいることは事実かというふうに思ひます。

以上です。

○参考人(國政恒裕君) 法律には罪刑法定主義というのございまして、結局それとの兼ね合いになるんだらうと思ひます。基本的なところは法律で決めて、あとは政令とか省令といったものでやつていく。法律そのものを改めるのがもし時間がかかるならば、そこら辺は政令、省令で機動的にできるようなシステムにしておくなどの方法が必要ではないか。それから、法律そのものを改めるのもちよつと時間がかかり過ぎるのはやや問題ではないか、そういうふうな考えです。

○参考人(小林豊次郎君) 先ほど来同じような御意見が出ておりますが、私も日本の法律はなかなか改正が難しいというのが事実だろうと思ひます。しかし、現実には、こう葉張りで、一応現象が起きてくるかなり時間かけてこう葉を張つていく、次に新しい事態が起きてまたこう葉を張つていくというふうな格好で、法体系がどんどんどんどん乱れて変わつてくるような感じがいたしますが、この種の消費者問題に絡む、例えば割賦販売法とか訪問販売法のような非常に変わりがやうい業態を対象にした法律は、なるべく基本的なことを決めておいて、あと行政指導ベースで対応した方が実際のじゃなかなうかなという感じがいたします。

それから、アメリカの訪問販売関係の法律を見ておきますと、大抵民間の自主規制の方にウェイトを置いておまして、ピラミッドセールス的なものについては禁止的なあれをやつておりますが、余り法律ではやまじいことを言つていないような感じがございまして。

以上でございまして。

○木本平八郎君 それで、ちよつと時間がなくなつてきたんで、まとめて質問したいんですが、先ほど三木さんから、民間活力を利用して、行政に訴えがあったら、それにビッドに反応するというふうな方法がいいという御意見だったわけですが、例えは訪問販売関係でおかしなことをやつ

ている業者があり、あるいはセールスマンがおると、おたくの協会の会員の人たちが何かおかしなことをやつていたら、あの会社は変だとかいうことが、すぐ仲間内でやつぱりわかるんじゃないかと思ひますが、そういう点では、むしろ協会さんを中心にしてというか、監視役になつてもらつてやるのが非常に現実的じゃないかと思ひますがね、その辺いかがですか。

○参考人(小林豊次郎君) おつしやるように、業界の情報はやはり業界が一番よく知つておるわけございまして、おかしなことをやつておると、これは危ないということであつておるわけですが、警戒警報が発せられるわけですね。法的な力はないんですが、割賦販売法で信販会社とのつながりで抗弁権の切斷がでなくなりまして、信販会社は融資の場合に非常に慎重になるようになりましてした。

したがつて、問題の多い業者については、融資面でも非常に慎重になつておまして、資金面から徐々に詰まつていくという実態でございまして。したがつて、これはもつと組織的に、信販会社が融資をする際に、訪問販売関係のことに關しては協会の情報をお互いに交換し合うようなシステムを取り入れたら、かなり実際の効果は出てくるんじゃないかと考えております。

○木本平八郎君 最後に、三木さんにお伺ひしたいんですがね。

こういう実際の被害が起つてきますね。ところが、初期の段階は、だまされた人もだまされたというところは余りわからず、そのうちに何かござつたり配当があるんじゃないかと待つておる。ところが、幾ら待つても配当が来ないから、おかしいというところで少しやり出す。ところが、何かにかまかされて、そのうち半年ぐらいたつていよいよだめだ、だまされたということがわかるというのがまあ一般的じゃないか。

それから、今小林参考人から御説明いただきましたように、そのプロのセールスマン仲間でも、あいつ何かおかしいなと思ひけれども、はつきり

おかしいことをやっているという確信を持てるのにはやっぱり時間がかかるということがあると思ふんですね。それに対して、私は、やっぱりこういう被害というのは絶無にはできないけれども、ちよつとでも、例えば豊田商事でも、もう一カ月早ければ被害は半分減ったかもしれないし、もう三カ月早ければ半分減ったかもしれないという事はあると思ふんですね。時間との関数みたいなことがあるんですが、初めの段階というのは、やっぱり当事者も外から見てもなかなかかわからないんじゃないかと思ふんですけれども、その辺の感触をお聞きして私の質問を終わりたいと思ひます。

○参考人(三木俊博君) 御指摘のとおりでありまして、最初は強引な勧誘を受けて、どうもおかしいんだけれども、どこが悪いんだろうというふうなところから、被害者の方も私たち弁護士のとこへ相談に来られますし、また、相談を受けました私たち弁護士も、それはこういう高齢の方を長時間にわたって懐柔したり、脅迫的なことをやって契約に持っていくたというの悪いとわかる。しかし、じゃその契約のどこが悪いのか、そしてその会社が信用力、財務要件についてどうなのかというところは、その一事例などからはなかなかわかりにくいわけでありまして、やはり御指摘のように、一定の被害事例の集積を待たないと見えてこないということがあります。

ですから、それだからこそ、事前の予防というのが大切でありまして、この種の悪質な業者についてはもう出資法によつてきちつと禁止していただく、そして御老人の方の生活を支える金融商品の多様化が必要であれば、信託業法なり銀行法なり、あるいはその他の関連領域の中でどんな新種商品を開発していただいて、安全な金融商品が消費者の手元へ届くというのが根本でありまして、そういうことを含めて、私たち日本弁護士連合会は許可制ということの不可避性を言っているわけで、今回の法案を見ますと、非常に指摘申し上げてきました問題点が多々ありまして、機敏に

対処するというふうに行政の方は言われるんですが、なかなかそうならないのが実情で、さらに悪質な業者による被害が私は出るというふうに、まああえて断言とまで言つたのは、こういう実務の経験に基づいておるわけなんです。そういう場合に、行政の方はどういう対処策をとられるのか、私の方から聞きたいぐらいでございます。以上です。

○本平八郎君 どうもありがとうございます。委員長(下条進一郎君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様に一言御礼を申し上げます。

本日は、長時間にわたり御出席を賜り、また貴重な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

五月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(福岡知之君外二名発議)

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「大企業者」とは、前項第一号から第三号までの一に該当する者以外の者(会社及び個人に限る。)であつて事業を営むもの

のをいう。

第三条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、第三条の三第一項の認定その他の方法により、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮するとともに、小規模企業者(おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。)の受注の機会の確保について特段の配慮をしなければならない。

第三条の次に次の四項を加える。

第三条の二 国等は、中小企業官公需特定品目(中小企業者によつてその生産量又は取扱量の相当部分が占められており、かつ、中小企業者に受注させることが適当と認められる物品の品目として政令で定めるものをいう。)に係る国等の契約を締結する場合において、競争に付するときはできる限り中小企業者のみを当該競争に参加させることとなるよう、随意契約によるときはできる限り中小企業者を当該契約の相手方とするようにしなければならない。

(官公需適格組合)

第三条の三 組合は、国等の契約の適正な履行を確保するために必要な適格性に関して通商産業大臣の定める組合の組織及び運営に関する基準に適合することについて、通商産業大臣の認定を受けることができる。

2 通商産業大臣は、前項の認定を受けた組合(以下「官公需適格組合」という。)が同項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 前二項に規定するもののほか、第一項の認定の申請、有効期間及び更新、認定証その他同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第三条の四 通商産業大臣は、前条第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を、各省各庁

の長等(国については財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長、日本国有鉄道又は公庫等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。)に通知するとともに、公表するものとする。当該認定の更新又は取消しをしたときも、同様とする。

第三条の五 通商産業大臣は、官公需適格組合の育成を図るため、組合に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

第四条第二項中「(国については財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長、日本国有鉄道又は公庫等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。)」を削り、同条の次に次の三項を加える。

(中小企業官公需専門官の選任等)

第四条の二 各省各庁の長並びに日本国有鉄道及び公庫等の長は、国等の契約に関する事務をつかさどる部局の職員の中から、中小企業官公需専門官(日本国有鉄道及び公庫等については、中小企業官公需専門員)を選任するものとする。

2 中小企業官公需専門官及び中小企業官公需専門員は、政令で定めるところにより、国等の契約に關し、中小企業者の相談に応じて、資格要件、入札に関する手続その他の事項について必要な指導を行うものとする。

(国等の契約に係る下請取引に関する指導)

第四条の三 各省各庁の長等は、国等の契約の相手方となつた大企業者が当該契約の履行に關し下請取引を行う場合には、当該大企業者に対し、中小企業者を活用するとともに当該下請取引を適正に行うよう指導するものとする。

(国等の契約の相手方、契約金額等を記載した書面の縦覧)

第四条の四 国等は、毎月一回、当該月の前月に締結した国等の契約に關し、政令で定めるところにより、当該国等の契約の相手方の氏名又は名称、契約金額等を記載した書面を作成して、公衆の縦覧に供しなければならない。

第六條の次に次の一条を加える。

(官公需適格組合の保護育成)

第六條の二 政府は、官公需適格組合の保護育成のため、技術上、資金上その他の必要な措置を講ずるとともに、国等の契約に關して官公需適格組合の受注の機會の増大を図るよう隨意契約によることができるときは、その他の必要ない法制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第七條の次に次の二條を加える。

(政府が出資を行つてゐる株式会社の努力義務)
第八條 政府が出資を行つてゐる株式会社であつて政令で定めるものは、その事業に支障のない範圍内で、中小企業者の受注の機會の増大に配慮するように努めなければならない。

(大企業者の義務)

第九條 大企業者は、中小企業者に受注させることが適當と認められる工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に係る国等の契約について、中小企業者の受注の機會の増大を妨げないように配慮しなければならない。

2 前項の規定は、中小企業者であつて大企業者がその事業活動を実質的に支配しているものについて準用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範圍内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正後の第三條の三第一項の規定に準ずる通商産業局長の証明を受けている組合は、通商産業省令で定めるところにより、同項の規定を受けたものとみなす。この場合において、改正後の第三條の四の規定の適用については同条中「前条第一項の規定をしたときは、遅滞なく、その旨を」とあるのは、「官公需についての中小企業者の受注の確保に

關する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)の施行後遅滞なく、同法附則第二項の規定により前条第一項の規定を受けたものとみなされた旨を」とする。

五月九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、皮革・革靴輸入自由化反対等に関する請願(第二四六号)(第二二四七号)(第二三六二号)(第二四二八号)

一、不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願(第二四三四号)

第二四六号 昭和六十一年四月二十五日受理
皮革・革靴輸入自由化反対等に関する請願
請願者 東京都足立区青井四ノ一七〇一
紹介議員 照井良三 外四百九十九名

第二四七号 昭和六十一年四月二十五日受理
皮革・革靴輸入自由化反対等に関する請願
請願者 山形市下条町四ノ一ノ六 小島善
紹介議員 大森 昭君

第二四八号 昭和六十一年四月二十八日受理
皮革・革靴輸入自由化反対等に関する請願
請願者 兵庫縣姫路市御国野町分寺一六
七 石川正明 外四十九名
紹介議員 対馬 孝且君

第二四九号 昭和六十一年四月三十日受理
皮革・革靴輸入自由化反対等に関する請願
請願者 栃木市箱森町三四ノ四 倉島延
行 外四十九名
紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。

第二二六号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

第二二七号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

第二二八号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

第二二九号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。

第二二六号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

第二二七号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

第二二八号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

第二二九号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

第二三〇号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

第二三一号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

第二三二号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

第二三三号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

第二三四号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

第二三五号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

第二三六号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

第二三七号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

第二三八号 昭和六十一年五月一日受理
不況の繊維産業に対する実効ある円高対策に關する請願
請願者 兵庫縣西脇市郷瀬町 野添亮 外
千四百四十名
紹介議員 柄谷 道一君

昭和六十一年五月三十一日印刷

昭和六十一年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K